

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月26日
【事業年度】	第25期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	株式会社セルシード
【英訳名】	CellSeed Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 せつ子
【本店の所在の場所】	東京都江東区青海二丁目5番10号テレコムセンタービル
【電話番号】	03-6380-7490
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部門長 中岡 圭一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区青海二丁目5番10号テレコムセンタービル
【電話番号】	03-6380-7490
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部門長 中岡 圭一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	161,673	-	-	-	-
経常損失 () (千円)	887,171	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	914,546	-	-	-	-
包括利益 (千円)	900,806	-	-	-	-
純資産額 (千円)	1,027,132	-	-	-	-
総資産額 (千円)	1,392,185	-	-	-	-
1株当たり純資産額 (円)	56.44	-	-	-	-
1株当たり当期純損失 () (円)	53.18	-	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	72.0	-	-	-	-
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	817,152	-	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	110,439	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	396,885	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	930,945	-	-	-	-
従業員数 (人)	44	-	-	-	-

(注) 1 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2 第21期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

3 第21期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4 第22期より非連結決算に移行したため、第22期以降は連結財務諸表を作成しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	161,673	126,427	190,134	193,277	83,678
経常損失 () (千円)	865,806	754,274	710,276	847,675	1,051,813
当期純損失 () (千円)	912,871	759,680	846,534	859,840	1,104,101
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	4,548,657	1,467,377	2,384,311	2,819,386	2,256,326
発行済株式総数 (株)	17,759,419	24,422,619	31,459,019	34,666,419	35,557,719
純資産額 (千円)	1,044,627	1,178,338	2,164,721	2,163,204	1,268,381
総資産額 (千円)	1,408,209	1,543,920	2,465,768	2,433,084	1,655,840
1株当たり純資産額 (円)	57.43	47.26	68.08	62.10	35.37
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失 () (円)	53.08	36.31	29.43	25.72	31.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	72.4	74.8	86.9	88.5	76.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	718,006	779,435	866,104	988,976
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	61,728	56,315	18,367	26,717
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	881,814	1,814,201	855,479	200,304
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	1,072,210	2,163,292	2,134,299	1,318,909
従業員数 (人)	44	30	35	38	36
〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕
株主総利回り (%)	74.5	68.0	109.7	161.5	104.9
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(112.7)	(110.0)	(141.1)	(169.9)	(213.2)
最高株価 (円)	324	200	984	1,160	742
最低株価 (円)	166	122	158	201	231

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

3 株価収益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

- 4 当社は、連結子会社の清算により連結子会社が存在しなくなったため、第22期より非連結決算に移行しております。このため、第21期までは連結財務諸表を作成しており、第21期までの持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高については記載しておりません。
- 5 株主総利回りの比較指標は、第21期までは、JASDAQ INDEX（グロース）を使用しておりましたが、東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、全期の比較指標を、継続して比較可能な配当込みTOPIXに変更しております。
- 6 東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
- 7 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第22期の期首から適用しており、第22期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
- 8 第22期及び第23期の持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用していない関連会社が存在しますが、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。なお、第23期中に当該関連会社株式の一部を譲渡したことにより、第24期期末及び第25期期末において当社が保有する関連会社株式はありません。

2【沿革】

年月	事項
2001年5月	細胞シート工学に基づく再生医療等製品・再生医療支援製品の研究開発を主な目的として、東京都新宿区市谷仲之町に株式会社セルシードを設立
2001年7月	東京都新宿区住吉町に本店を移転
2002年7月	東京都新宿区新宿六丁目に本店を移転
2004年1月	超低付着性細胞培養器材HydroCell、細胞回収用温度応答性細胞培養器材RepCellの販売を開始
2005年1月	東京都新宿区若松町に本店を移転
2007年9月	細胞シート回収用温度応答性細胞培養器材UpCellの国内販売を開始
2008年10月	連結子会社CellSeed Europe SARL（本社フランス・リヨン）を設立
2010年3月	ジャスダック証券取引所NEO（現 東京証券取引所JASDAQグロース）に株式上場
2010年6月	イギリス・ロンドンに連結子会社CellSeed Europe Ltd.を設立 CellSeed Europe SARL（本社フランス・リヨン）の商号をCellSeed France SARLに変更
2012年12月	東京都新宿区原町に本店を移転
2014年4月	大日本印刷株式会社と細胞培養器材に関する製造委託基本契約を締結
2015年5月	スウェーデンに連結子会社CellSeed Sweden AB（本社スウェーデン・ストックホルム）を設立
2016年3月	東京都江東区青海（現所在地）に本店を移転
2016年11月	東京都江東区青海（現所在地）に細胞培養センターを設置
2016年12月	CellSeed France SARLを清算結了
2016年12月	CellSeed Europe Ltd.を休眠会社化
2017年1月	東海大学との軟骨再生シート開発に関する基本合意書を締結
2017年3月	細胞培養センターの「特定細胞加工物製造許可」を取得
2017年4月	台湾・三顧股份有限公司（MetaTech(AP) Inc.）との細胞シート再生医療事業に関する台湾での独占的 事業提携契約を締結
2018年10月	「再生医療等製品製造業許可」を取得
2018年11月	再生医療受託サービスを開始
2019年8月	台湾・三顧股份有限公司（MetaTech(AP) Inc.）との合併会社の設立に関する基本合意書を締結
2020年1月	台湾に合併会社(日生細胞生技股份有限公司(Up Cell Biomedical Co.))を設立
2021年9月	細胞培養器材製品開発・製造施設「青海セルカルチャーイノベーションセンター」を設置
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所JASDAQ(グロース)からグロース市場に移 行
2023年12月	台湾・三顧股份有限公司（MetaTech(AP) Inc.）との細胞シート再生医療事業に関する台湾での独占 的 事業提携契約を解消
2024年2月	幹細胞分画回収キットVIVANT-CELL®-Pot with UpCell® Plateの販売を開始
2025年10月	同種軟骨細胞シート（CLS2901C）の第3相試験を開始し、第1例目の症例登録を完了

3【事業の内容】

当社は、日本発の「細胞シート工学」を基盤技術とし、本技術に基づき作製される「細胞シート」を用いた、従来の治療では治療が困難であった疾患や障害に対する再生医療アプローチである「細胞シート再生医療」の世界的な普及を目指し、以下の2つの事業を展開しております。

(1) 「再生医療支援事業」

細胞シート再生医療の基盤ツールである「温度応答性細胞培養器材」及びその応用製品の研究開発・製造・販売、ならびに再生医療に関する総合的なサポートを通じて、再生医療の研究開発及び事業化を支援する事業

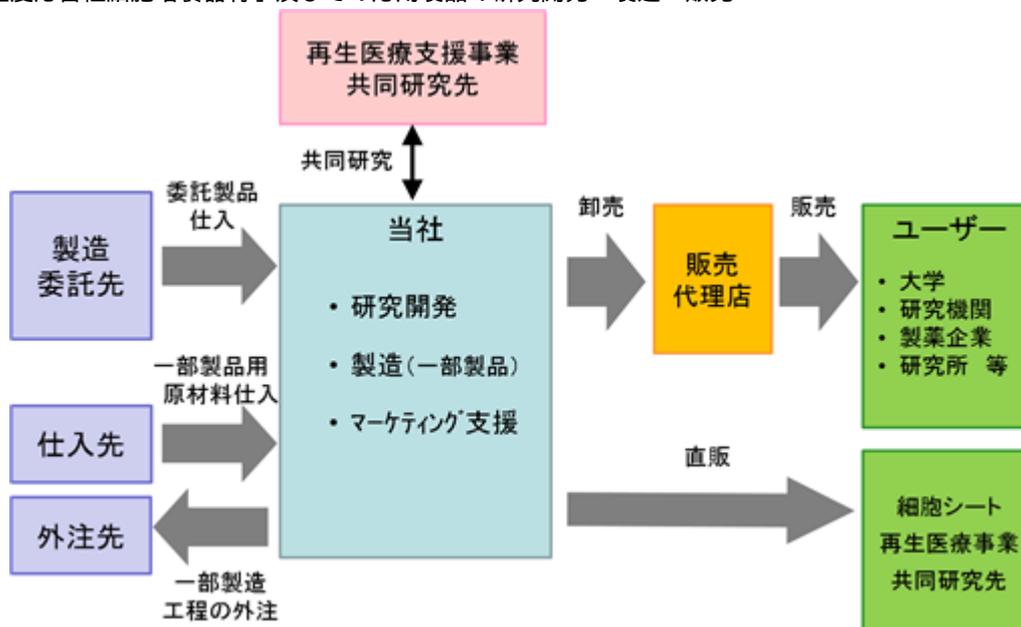
(2) 「細胞シート再生医療事業」

細胞シート再生医療等製品及びその応用製品の研究開発・製造・販売を通じて、細胞シート再生医療の普及を推進する事業

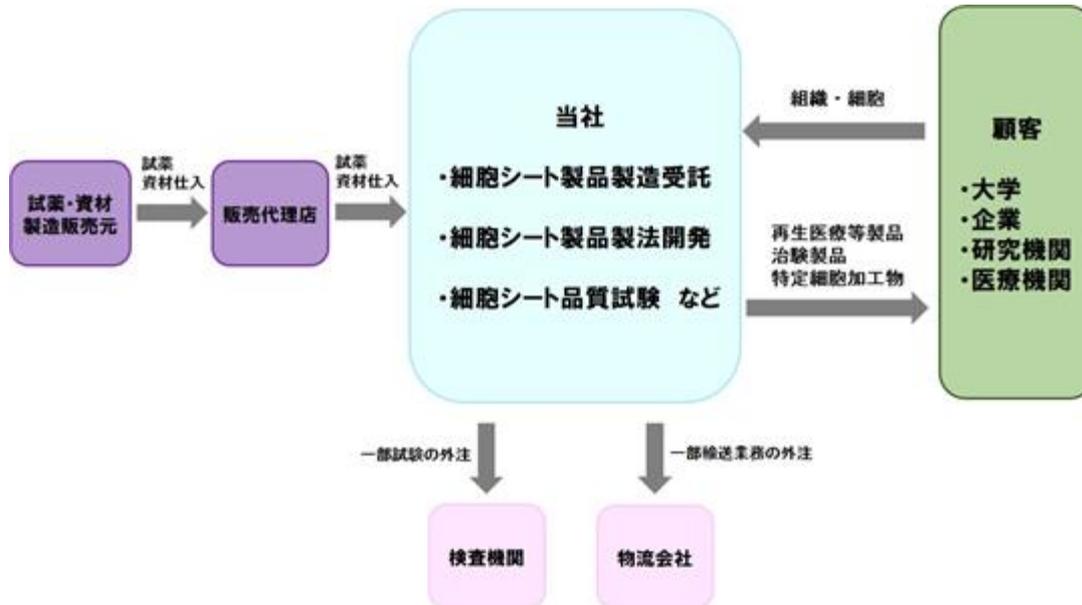
系統図は次のとおりであります。

再生医療支援事業

「温度応答性細胞培養器材」及びその応用製品の研究開発・製造・販売



再生医療受託サービス



細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療事業は、患者自身（自己細胞）または患者以外（同種細胞）から必要な細胞を少量採取し、当社が開発した温度応答性細胞培養器材を用いて培養することにより組織を作製し、これを患者に提供するものです。

当該事業は現在、事業化準備段階にあります。当社は、細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を目的として、他社との協力体制の構築等も視野に入れ、その実現を目指しております。したがって、事業系統図については、今後の事業展開の具体化を踏まえて作成する予定であることから、現段階では記載しておりません。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
36	43.1	5.2	6,114,728

セグメントの名称	従業員数（人）
再生医療支援事業	11
細胞シート再生医療事業	20
全社（共通）	5
合計	36

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 当社は事業種類別の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数種類の事業に従事することがあります。
 4 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合（％） （注）1．	男性労働者の育児休業取得率（％） （注）2．	労働者の男女の賃金の差異（％） （注）1．		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
31.8	100.0	86.6	90.7	84.8

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。指標の計算式は以下のとおりです。
 ・管理職に占める女性労働者の割合：女性の管理職人数÷男性と女性の管理職人数
 ・労働者の男女の賃金の差異：各区分による女性の平均年間賃金÷男性の平均年間賃金
 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。指標の計算式は以下のとおりです。
 ・男性労働者の育児休業取得率：育児休業を取得した男性労働者の数÷配偶者が出産した男性労働者の数

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1)経営方針

経営理念として以下のとおり、ミッション及びビジョンを策定し、再生医療の発展に貢献してまいります。
「ミッション」：細胞の力で、世界に笑顔と希望を提供します。
「ビジョン」：私たちは細胞シート工学を基盤に新たな医療の未来を創造します。

(2)目標とする経営指標

当社は、再生医療支援事業及び細胞シート再生医療事業を展開しておりますが、現時点においては継続的な利益計上には至っておりません。

再生医療支援事業においては、国内外の販売代理店網を活用し、細胞培養器材の販売拡大を図ることで、安定的な売上基盤の構築に努めております。

また、細胞シート再生医療事業においては、主力パイプラインの研究開発を着実に推進し、早期の売上計上開始を目指すとともに、新規パイプライン候補の導入についても継続的に検討しております。

当社は、これらの施策を通じて売上高の持続的な成長を実現し、早期の安定的な黒字化を達成することを中長期的な最重要経営課題としております。

(3)経営環境及び対処すべき課題

再生医療支援事業に関する経営環境及び対処すべき課題

再生医療支援事業の最大の課題は、対象顧客層における当社細胞培養器材の認知度を高め、売上高の拡大に繋げることであります。当社は、現在国内外の販売代理店及び自社による販促活動を通じて認知度向上に取り組んでおりますが、特に海外においては依然として市場拡大の余地が大きいと認識しております。このため、海外における新規販売代理店の開拓は喫緊の課題として位置づけ、積極的に推進してまいります。

また、顧客ニーズに即した製品ラインナップの拡充も重要な課題であります。操作性の向上を目的とした新しい器材形態の開発や、培養する細胞の特性に応じた器材の培養表面の最適化など顧客から多様な要望が寄せられており、当社ではこれらを踏まえた具体的な製品開発を進めております。

加えて、従来は研究開発用途を主としてきた製品構成を見直し、臨床研究段階や再生医療製品の製品化においても利用可能な製品の開発を重要課題として取り組んでおります。

さらに、製造コストの引き下げ及び生産体制・生産能力の充実・拡大も重要な課題であります。市販製品については大日本印刷株式会社への製造委託により安定供給を確保しつつ、研究用細胞の大量培養を目的とした新たな市場への対応や海外売上の拡大に備え、さらなる生産体制及び生産能力の強化を図ってまいります。

細胞シート再生医療事業に関する経営環境及び対処すべき課題

(a) 細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化

当社の使命である、日本発・世界初の革新的な再生医療技術「細胞シート工学」を基盤とした細胞シート再生医療の世界的普及を実現するためには、当社細胞シート再生医療第1号製品を日本において早期に事業化することが不可欠であります。

当社は、国内において細胞シート再生医療製品パイプラインの開発を自社主導で推進し、製造販売承認取得を目指しております。現在、同種軟骨細胞シートの第3相試験である治験が開始されており、計画に沿って進行しております。今後は、製造体制及び販売体制の確立を通じて事業化段階をさらに前進させるとともに、他社との提携も視野に入れ、細胞シート再生医療事業の拡大を図ってまいります。

(b) 細胞培養施設の運営

再生医療における細胞の培養には、バイオクリーンルームを備えた細胞培養施設が不可欠であります。当社は2016年に当該施設（細胞培養センター）を設置し、2014年11月施行の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に準拠した設備運営を行っております。現在は、安定的な維持管理を前提にしつつ、さらなる機能向上を目指した施設運営に取り組んでおります。

(c) 細胞シート培養技術者の育成

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」の施行により、企業による医療機関からの臨床用細胞の培養の受託が可能となりました。これにより、細胞培養施設を所有していない、あるいは人的リソースの不足によ

り十分に施設を活用できていない大学病院や医療機関などから臨床用細胞シートの製造を受託する機会が拡大しており、当社にとっては営業収益を拡大する機会となります。

一方で、臨床用細胞シートの培養を適正かつ安全に行うには、十分な教育を受けた細胞培養技術者の確保・育成が必要不可欠であり、さらに高度な技能を有する技術者の育成は製品品質の向上にも直結します。当社は、これまで培ってきた細胞シート培養の経験及びノウハウを基盤とし、加えて日本再生医療学会の臨床培養士制度に基づく臨床培養士資格の取得を積極的に推進することで、細胞シート培養技術者の育成を継続的に進めてまいります。

事業推進に必要な経営資源・インフラに関する経営環境及び対処すべき課題

(a) 事業資金の確保

当社では、研究開発活動の進展に伴い、運転資金、研究開発投資及び設備投資等に係る資金需要の増加を見込んでおります。これまで第三者割当増資や公募増資等を実施してまいりましたが、今後はエクイティ・ファイナンスに加え、事業提携の実現による開発中品目の上市前の収益化（一時金の獲得等）、国をはじめとする公的補助金の活用、金融機関からの借入など、多様な手段を組み合わせることで資金需要に対応してまいります。引き続き資金調達手段の多角化を通じて財務基盤の強化を図る方針であります。

(b) 人材の採用・育成

再生医療等製品の研究開発には高度かつ多様な専門性を有する人材が不可欠であります。特に細胞シート再生医療は工学・細胞生物学・化学などの学際分野にまたがることから多様な専門人材の採用及び育成が重要な課題となります。また、国内にとどまらず、グローバルに活躍できる人材の確保・育成にも注力してまいります。

加えて組織規模の拡大及び多様化に対応したガバナンス体制の整備、従業員支援の充実、教育の質的向上にも継続的に取り組んでまいります。

(4) 中長期的な経営戦略

当社は、経営の基本方針のもと、使命の着実な遂行と持続的成長の実現を目指し、外部環境の変化に適切に対応しながら、以下の施策を推進してまいります。

日本において、同種軟骨細胞シートの早期製造販売承認申請を目指す。

日本発の細胞シート工学の世界展開を加速するため、事業提携を積極的に推進し、収益基盤の拡大を図る。再生医療支援製品の開発を進めるとともに、研究用細胞の大量培養を目的とした新市場への製品供給及び海外売上拡大に対応するため、生産体制・生産能力の充実・強化を図る。

受託製造及びコンサルティング事業を推進し、収益機会の多様化・拡大を図る。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

当社は、経営理念であるミッション「細胞の力で、世界に笑顔と希望を提供します」、ビジョン「私たちは細胞シート工学を基盤に新たな医療の未来を創造します」の下、「技術革新と創造性を発揮し、質の高い優れた製品とサービスの提供を通じ、人々の健康と福祉に貢献する」ことを使命として再生医療支援事業及び細胞シート再生医療事業を展開しております。

これらの事業は国連で定められたSDGs（持続可能な開発目標）「17の目標」「3 全ての人に健康と福祉を」に通じるものです。

気候変動をはじめとする環境問題は、社会・企業活動に様々な影響を与えており、これらの課題への対応を経営の重要事項として捉え、様々な側面から持続可能な社会の実現に向けて「気候変動関連課題」へ取り組んでいきます。

本書提出日現在において、当社に影響を与えると考えられるリスク・機会のうち、サステナビリティ関連課題の特定や抽出は行っておらず、必要に応じて具体的な検討を行います。

(1) ガバナンス

当社は、経営会議においてリスクや重要課題に関する活動を検討・管理・推進し、環境問題等のサステナビリティに関する課題の特定、対応策の検討等について取り組んでいます。

当社は、医療機関等との関係の透明性に関する指針に基づき、医療機関等への資金提供に関する情報を取りまとめ、公開しております。

(2) 戦略

当社は、本書提出日現在においてはリスクの特定、機会への対処等を経営戦略として取り組んでおりませんが、今後、具体的な課題の特定、抽出を行い、必要に応じて対応策に取り組んでいきます。

人材育成方針

当社の持続的成長や事業価値の向上において、人材は最も重要な経営資源であると考えております。再生医療等製品の研究開発には様々な専門スキルを有する人材が必要であり、特に細胞シート再生医療は工学・細胞生物学・化学などの学際分野に属することから、ジェンダーレスで多様性ある専門人材の採用・育成を積極的に行ってまいります。また、日本国内のみならずグローバルで活躍できる人材の採用・育成にも注力する方針です。今後も組織規模の拡大・多様化に対応した会社組織としてのガバナンス、従業員サポート、教育の質的向上にも尽力してまいります。

社内環境整備方針

当社はフレックスタイム制度や在宅勤務制度により、柔軟な働き方を推奨し、ワークライフバランスを実現しやすい社内環境を構築しております。今後も継続して環境整備をはじめとした取組を推進してまいります。

(3) リスク管理

当社は、社内外の様々なリスクを包括的にかつ適切に管理・運営するための経営会議を設置し、定期的に開催しています。

サステナビリティに関する項目についても、事務局を設置し推進していますが、本書提出日現在において重要課題となるリスクは取り上げておりません。

(4) 指標及び目標

本書提出日現在において、人材育成方針や社内環境整備方針に関する具体的な指標及び目標は設定しておりませんが、管理職における女性比率や男性の育児休業取得率の向上等を含めた取組みを推進してまいります。

3【事業等のリスク】

以下は、当社の事業展開その他に関連してリスク要因となり得る主な事項を記載しております。当社は、これらのリスクを認識し、発生の回避及び発生時の適切な対応に努めておりますが、すべてのリスクを回避できる保証はありません。また、以下の記載は当社に関連するすべてのリスクを網羅するものではありませんので、ご注意ください。なお、本項における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

再生医療支援事業・細胞シート再生医療事業の双方に共通するリスク

(a) 知的財産権に関するリスク

当社は研究開発活動等に必要な各種知的財産権を保有し、または適法に実施許諾を受けているものと認識しております。事業に必要な特許については、原則として自社での取得を基本方針としており、各再生医療パイプラインに関する基幹特許については当社を出願人として出願しております。あわせて、周辺特許の出願を通じて特許網の拡充を進めております。

しかしながら、出願中特許が登録に至らない可能性や、事業に必要な特許を確保できない可能性があります。また、重要なノウハウについては秘密保持契約の締結等により管理しておりますが、第三者が同様または類似のノウハウを独自に開発・取得する可能性を排除することはできません。

これらの事象が生じた場合、当社の事業戦略、経営成績、外部企業との提携関係、さらには財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、重要な知的財産権については、関連特許の出願状況等を定期的にモニタリングし、問題が顕在化する前に対応できる体制を整備しております。また、継続的な新規特許の出願により、知的財産基盤の強化に努めております。

(b) 技術革新に伴う競合リスク

当社は、細胞シート工学を基盤技術として、細胞シート再生医療等製品及び再生医療支援製品の研究開発を推進しております。現時点で再生医療分野へ本格参入している企業は限定的であるものの、研究開発を進めつつ参入を検討している潜在的競合企業は少なくないと認識しております。

また、本分野は技術進歩のスピードが速く、後発製品が先発製品を上回る機能を有する可能性があり、今後競争が一層激化することが想定されます。競合企業の中には、技術力、財務基盤、製品機能、販売力等において当社より優位にある企業が存在する可能性があります。

このような競争環境の下、当社は早期の事業化及び収益化を目指しておりますが、競争の激化により、計画どおりの収益を確保できない可能性があります。

(c) 製造物責任に関するリスク

医薬品・医療機器及び再生医療等製品の設計、開発、製造ならびに販売には、製造物責任に基づく損害賠償リスクが存在しております。当社は、細胞培養器材の一部について製造物責任保険を付保しておりますが、当社が最終的に負担すべき賠償額を全額補填できる保証はありません。

当社製品の欠陥等に起因する事故、当社が開発した細胞シート再生医療等製品による健康被害、または治験、製造又は人道的使用に関する説明、営業・販売活動における不適切な対応が発生した場合、当社が製造物責任を負う可能性があり、事業及び財務状況に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

さらに、当社に過失が認められない場合であっても、損害賠償請求等の提起自体により、企業イメージや製品に対する信頼が毀損し、事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 研究開発活動に由来するリスク

当社は研究開発型企業として、産学連携のもと大学との共同研究や治験を進めております。また、細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業はいずれも新規性の高い事業であることから、社内の多くの部門が研究開発に関与しており、事業予算に占める研究開発費の割合は高水準にあります。

しかしながら、研究開発が計画どおりに進展する保証はなく、期待する成果が得られない場合には、当社の事業戦略、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業は、製品化までに長期間を要するほか、細胞シート再生医療事業における治験承認や製造販売承認等の薬事承認プロセスには不確実性が伴います。研究開発期間が想定を超えて長期化した場合や追加的な費用負担が発生した場合には、業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(e) ビジネスモデルに由来するリスク

）大学及び研究機関等との関係に由来するリスク

当社は、東京女子医科大学及び東海大学をはじめとする大学・研究機関との連携を通じて、研究開発の推進及び事業基盤の強化を図っております。具体的には、大学教員と顧問契約に基づく技術指導の受領や、大学・研究機関との共同研究等を実施しております。

しかしながら、大学教員と企業との関係は法令や各大学の規程等の影響を受ける可能性があり、また、国立大学の独立行政法人化以降、大学における知的財産権の管理方針も変化しております。その結果、当社の想定どおりに共同研究の実施や権利の譲受等が進まない可能性があります。

これらが生じた場合には、当社の事業戦略及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

）提携に関するリスク

当社の事業計画には、外部企業との提携関係を前提とする事項が含まれております。これらの提携には、既に契約を締結しているものに加え、今後締結を予定しているものが含まれます。

既存の提携については、提携先の事情等により契約が終了または条件変更となる可能性があります。また、将来の締結については、想定する時期または条件で契約を締結できない可能性があります。

これらの事象が発生した場合には、当社の事業戦略及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

再生医療支援事業に関するリスク

当社は現在、販売代理店を通じて国内外においてUpCellをはじめとする各種細胞培養器材を販売しております。当社の再生医療支援事業に係る製品の多くは、これまでに例のない新規性の高い製品であり、高い付加価値を有する一方で、販売価格も相対的に高水準に設定しております。

このため、市場環境や顧客動向等の影響により、販売数量が事業計画どおりに伸長しない可能性があります。また、販売促進等を目的として価格引き下げを実施した場合には、収益性が低下する可能性があります。

さらに、当社は温度応答性細胞培養器材の生産能力増強や製造コスト低減、新製品の研究開発に取り組んでおりますが、これらの施策が当社の事業計画及び経営成績に与える影響には不確実性を伴います。これらの要因が顕在化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

細胞シート再生医療事業に関するリスク

(a) 先端医療に関する事業であることに由来するリスク

再生医療は、世界的に見て未だ本格的な普及段階には至っておらず、特に国内においては、これまで特定の医師・医療機関を中心とした高度医療技術として限定的に臨床応用が行われてきた経緯があります。

このような状況の背景には、最先端医療に特有の課題及び不確実性が存在します。再生医療の基盤となる学問・技術は急速に進展しており、再生医療等製品に関する研究開発も加速度的に進んでいることから、安全性・有効性等に関する新たな知見が継続的に蓄積されています。

当社の基盤技術である細胞シート工学は新規性の高い再生医療技術ですが、急速な技術革新により競合技術が優位性を有する場合や、想定していなかった副作用等が顕在化する可能性があります。これらの事象が生じた場合には、当社の事業戦略及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(b) 法規制改正・政府推進政策等の変化に由来するリスク

再生医療等製品に関連する法規制は、技術革新の進展や社会的要請の変化に応じて、今後追加、改正又は見直しが行われる可能性があります。

例えば、法令や各種ガイドラインの改正により、従来使用が認められていた原材料が制限または禁止される可能性があります。また、当社の想定どおりの内容で製造販売承認を取得できない、又は承認取得までに想定以上の期間を要する可能性があります。

さらに、世界的な医療費抑制の動向等を背景として、当社が想定する水準を下回る薬価または保険償還価格が設定される可能性があります。

これらの事象が生じた場合には、当社の事業戦略及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(c) 事業基盤の整備・確立に係るリスク

細胞シート再生医療事業は、未だ十分に確立された事業基盤が存在しない分野であり、その構築過程において固有のリスクを伴います。本事業を長期的に持続可能な事業構造とするためには、製造・販売・流通・情報提供体制等の整備に加え、関連法制度や業界全体のインフラ整備など、当社のみならず行政機関や関係企業等との連携を要する社会的基盤の拡充も必要となります。

当社は再生医療等製品の製造企業として、安定的な製品供給体制の確立に向けた取り組みを進めておりますが、製造原価の低減による適切な利益水準の確保、医療機関に対する適切な情報提供を行うためのマーケティング・販売体制の構築、製造販売開始後の安全対策及びフォローアップ体制の整備など、多くの課題が存在します。これらの取り組みには相当の時間及び資金を要します。

また、市場の形成及び拡大が当社の想定どおりに進展する保証はありません。当社は豊富な業界経験を有する人材を確保し、事業基盤の確立に努めておりますが、これらの基盤整備が計画どおりに進まない場合には、当社の事業戦略及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(d) ヒト又は動物由来の原材料の使用に関するリスク

再生医療等製品は、ヒト細胞及び組織を利用する特性上、これらに由来する感染症等のリスクを完全に排除することはできません。

また、原材料や製造工程で使用する培地等に動物由来原料を用いる場合には、未知のウイルスその他病原体による影響が生じる可能性があります。

このように、ヒト又は動物由来材料（その一部を含みます。）を使用し、これらが患者の体内に移植されることに伴う安全性上のリスクが存在します。これらの事象が生じた場合には、当社の事業及び財務状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社に過失が認められない場合であっても、当該事象に起因する社会的評価の低下や業界全体に対する信頼の毀損が生じた場合には、当社製品の販売等に影響を及ぼす可能性があります。

財務状況に由来するリスク

(a) マイナスの利益剰余金を計上していることに由来するリスク

当社は研究開発活動を中心とする事業段階にあり、細胞シート再生医療等製品の本格的な販売開始までの間は、多額の研究開発費用が先行して発生する状況にあります。その結果、当事業年度末において利益剰余金1,104,101千円を計上しております。

当社は、将来的な利益拡大を目指しておりますが、事業が想定どおりに進展せず、継続的に当期純利益を計上できない可能性があります。その場合、利益剰余金が正の残高に転換するまでに相当の時間を要する可能性があります。この結果、財務体質の改善が遅延するリスクがあります。

(b) 税務上の繰越欠損金に関するリスク

当社は税務上の繰越欠損金を有しております。今後、事業計画の進展に伴い課税所得が発生し、繰越欠損金の控除が行われなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税の負担が生じます。

この結果、当期純利益又は当期純損失及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(c) 資金繰り及び資金調達に関するリスク

当社は研究開発活動を推進していることから、営業キャッシュ・フローは継続してマイナスとなっております。今後も事業の進展に伴い、運転資金、研究開発投資及び設備投資等に係る資金需要が発生する見込みです。

当社は、これまで第三者割当増資や公募増資等により資金調達を実施してまいりました。今後も、エクイティ・ファイナンスの活用、事業提携の推進による開発中品目の上市前収益（契約一時金等）の獲得、国をはじめとする公的助成金・補助金の活用など、多様な手段により必要資金の確保を図る方針です。

しかしながら、これらの資金調達が想定どおりに実行できない場合や、売上収入、提携一時金及び公的助成金・補助金等を十分に確保できない場合には、資金繰りに支障が生じ、当社の事業活動及び財務状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、将来エクイティ・ファイナンスを実施した場合には、発行済株式数の増加により1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(d) 配当政策に関するリスク

当社は設立以来、配当を実施しておりません。

当社は研究開発活動を継続的に推進する必要があることから、当面は内部留保の充実を図り、研究開発資金の確保を優先する方針です。

当社は株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、今後の経営成績及び財政状態を総合的に勘案のうえ、配当の実施を検討してまいります。しかしながら、事業の進捗状況等によっては、配当の実施までに相当の期間を要する可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化に関するリスク

当社はストック・オプション制度を導入しており、2017年8月10日開催の取締役会において会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合には、発行済株式数の増加により1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

また、優秀な人材確保及び動機付けを目的として、今後も同様のインセンティブ制度を継続または新たに導入する可能性があります。その場合にも、新株予約権の行使により1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

人材及び組織に関するリスク

(a) 特定の人材への依存に由来するリスク

当社は、特定の人材に過度に依存しない組織体制の構築を進めております。しかしながら、重要な役職員が退任、長期離脱その他の事由により業務を継続できなくなった場合には、業務遂行や意思決定に支障が生じ、当社の事業展開及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(b) 人材の確保及び育成に関するリスク

当社の事業は、経営陣及び各部門の責任者・専門人材の能力に大きく依存しております。そのため、優秀な人材の確保及び育成に努めておりますが、必要な人材を適時に確保できない場合や、計画どおりに育成が進まない場合には、事業推進力の低下等により、当社の事業展開及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(c) 小規模組織であることに由来するリスク

当社は比較的小規模な組織体制で事業を運営しており、内部管理体制も現状の規模に応じたものとなっております。今後の事業拡大に伴い、組織体制及び内部管理体制の一層の強化を図る方針ですが、事業拡大に応じた適切な体制整備が遅れた場合には、業務効率の低下や内部統制上の課題が生じる可能性があります。

また、人員増強に伴う人件費の増加が収益の伸長を上回った場合には、経営効率が低下し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟について

当社は国内外において事業を展開しており、今後、訴訟その他の法的手続の当事者となる可能性があります。重要な訴訟等が提起された場合や、これにより事業活動に制限が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は2024年2月6日付で、三顧股份有限公司(MetaTech(AP) Inc.)より、契約上の地位確認等請求に係る訴訟を提起されております(訴状送達日、2024年3月7日)。当社は、2023年12月18日付で三顧股份有限公司(MetaTech(AP) Inc.)に対し、独占的事業提携契約の条項に則り、締結済みの全ての契約関係を解消した旨を通知しておりますが、三顧股份有限公司(MetaTech(AP) Inc.)は、訴状において当該契約関係の解消の無効を主張し、契約当事者としての地位の確認を求めています。

当社は、三顧股份有限公司(MetaTech(AP) Inc.)の主張とは法的見解を異にしており、当該訴訟において適切に対応してまいります。現時点では本件が当社の財政状態及び経営成績に与える影響は軽微であると判断しておりますが、今後の訴訟の進展及び結果によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社の当事業年度末の手元資金（現金及び預金）の残高は1,318,909千円となっておりますが、2025年11月20日開示「第三者割当による第25回新株予約権（行使価額修正条項付）」に係る発行及び行使が始まっており、2026年1月においては、402,805千円の資金調達を行っていること及び未行使新株予約権も相当数残っていることから、財務基盤については当面の資金繰りに支障はないものと判断しております。

一方で、事業面においては細胞シート再生医療事業の重要課題である当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化に向けた具体的な道筋を示すまでには至っておらず、当社は、当事業年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると判断しております。

当社は当該状況の解消を図るべく、以下の施策に取り組んでまいります。

当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化の実現及び事業提携の推進による収益機会の獲得

当社は、今後、同種軟骨細胞シートの開発を推進し、当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を実現すること、また、事業提携先の開拓を通じて、更なる収益機会を獲得していくことで当該状況の解消を図ってまいります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)財政状態及び経営成績の概要

財政状態

(資産)

当事業年度末の流動資産は、前事業年度末に比べて790,702千円減少し、1,521,516千円となりました。これは、現金及び預金が815,389千円、売掛金が30,296千円減少したことなどによるものであります。

当事業年度末の固定資産は、前事業年度末に比べて13,458千円増加し、134,323千円となりました。これは、保証金の増加によりその他の資産が15,000千円増加したことなどによるものであります。

この結果、当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べて777,244千円減少し、1,655,840千円となりました。

(負債)

当事業年度末の流動負債は、前事業年度末に比べて144,991千円増加し、248,136千円となりました。これは、未払金が146,572千円増加したことなどによるものであります。

当事業年度末の固定負債は、前事業年度末に比べて27,412千円減少し、139,323千円となりました。これは、長期借入金27,504千円減少したことなどによるものであります。

この結果、当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べて117,578千円増加し、387,459千円となりました。

(純資産)

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べて894,823千円減少し、1,268,381千円となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ104,027千円増加した一方で、当期純損失を1,104,101千円計上したことなどによるものであります。

なお、2025年3月25日開催の定時株主総会の決議により、2025年5月2日付で資本金667,087千円、資本準備金1,798,967千円をそれぞれ減少しその他資本剰余金に振替え、振替後のその他資本剰余金2,466,054千円の全額を繰越利益剰余金に振替えることにより欠損填補に充当しております。

経営成績

当事業年度におけるわが国経済は、外需の関税コストによる悪影響の顕在化が見られたものの内需の人手不足を背景とした賃金上昇による個人消費の回復などの要因から、底堅さを維持し、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、国際情勢不安、関税の影響及び円安の進行による物価上昇など、景気動向については、いまだ予断を許さない状況が続いております。

当社はこのような環境の下、コスト削減による財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図りつつ、再生医療支援事業及び細胞シート再生医療事業における活動を推進いたしました。

この結果、当事業年度における売上高は83,678千円（前事業年度比56.7%の減少）、営業損失は1,046,127千円（前事業年度比199,749千円の増加）、経常損失は1,051,813千円（前事業年度比204,137千円の増加）、当期純損失は1,104,101千円（前事業年度比244,260千円の増加）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

(a)再生医療支援事業（細胞培養器材、製造受託など）

細胞培養器材事業では、国内市場への取り組みとして器材製品の拡販に向けた既存代理店との更なる協業強化を進め、プロモーション活動として日本再生医療学会、日本薬学会、日本毒性学会、日本培養食料学会に当社ブースを出展し、情報収集及び器材製品の積極的な販売促進活動を行いました。また、海外市場においては米国における研究機関の予算が大幅に削減されるなど研究環境の急激な変化、ならびに欧州や中東などにおいて継続する地政学的な混乱などの影響により売上高は前事業年度比で大幅に減少いたしました。引き続き主要販売代理店からの売上情報等の収集分析などにより、慎重な判断のもと積極的に既存製品の販売拡大を目指すとともに、顧客ニーズ、市場動向に合致した新製品開発のための研究開発にも注力し、新規の顧客を獲得できるよう努めてまいります。

再生医療受託事業では、再生医療等安全性確保法に基づく特定細胞加工物製造許可及び薬機法に基づく再生医療等製品製造業許可を取得した細胞培養センター(CPC)において、主に細胞シートの製造を受託しております。当事業年度においては、地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立多摩北部医療センター（以下、「多摩北部医療センター」という。）が、再生医療の実施に必要な提供計画を厚生労働省に提出する際に、関連書類の作成支援など自由診療開始に必要な手続きの支援を行いました。また、2025年8月に、株式会社NPT（以下、「NPT」という。）とNPTが再生医療等製品として開発を進める、食道がんを対象とした個別化樹状細胞ワクチンの治験製品の製造受託に向けた技術開示等に係る契約を締結し、当該契約に係る売上を一部計上いたしました。引き続き、医療機関や企業からの受託案件の獲得に注力するとともに、再生医療CDMO（開発・製造受託機関）としての活動を積極的にアピールすることで、新規の受託案件の獲得にも注力してまいります。

以上のような結果、当事業年度における売上高は81,803千円（前事業年度比110,255千円の減少）、営業損失は104,789千円（前事業年度比84,253千円の増加）となりました。

(b)細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療事業では、同種軟骨細胞シートの再生医療等製品の自社開発を中心とする研究開発を継続して推進しております。

同種軟骨細胞シートは、2023年9月20日に、同種軟骨細胞シート（CLS2901C）の第3相試験の治験届を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に提出し、治験審査委員会（IRB）を経て、各治験実施施設との契約を締結し、各治験実施施設において手術を行える体制を整えてまいりました。その後、2024年9月25日開示「同種軟骨細胞シート（CLS2901C）の治験開始時期に関するお知らせ」のとおり、東海大学と治験の進展に応じたマイルストンの支払金額等について交渉を行った結果、2025年3月24日開示「同種軟骨細胞シート（CLS2901C）の治験開始に関するお知らせ」のとおり東海大学と合意し、2025年10月9日開示「同種軟骨細胞シート（CLS2901C）第3相試験における症例登録に関するお知らせ」のとおり第1例目の症例が登録されました。また、治験実施施設の追加を行い、2025年10月10日にjRCTにて情報を更新いたしました。現在、当該第3相試験は計画に従い進行しております。また、2025年11月28日には当社主催の「第4回細胞シート工学イノベーションフォーラム」を開催いたしました。社外からの参加者は100名を超え、「細胞シート工学」の認知拡大につながる機会となり、盛況のうちに終了しました。

事業提携活動については、事業化の加速、また将来の同種軟骨細胞シートの販売に向けて、引き続き複数の企業との提携に向けた協議を積極的に進めております。

以上のような活動の結果、売上高は1,875千円（前事業年度比657千円の増加）、営業損失は722,979千円（前事業年度比127,457千円の増加）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べて815,389千円減少し、1,318,909千円となりました。当事業年度に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動に使用した資金は、988,976千円（前事業年度比122,872千円の支出増）となりました。これは、税引前当期純損失を1,101,811千円計上したことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動に使用した資金は、26,717千円（前事業年度比8,350千円の支出増）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出26,229千円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果獲得した資金は、200,304千円（前事業年度比655,174千円の獲得減）となりました。これは、長期借入金の返済による支出10,834千円、新株予約権の行使による株式の発行による収入207,698千円などによるものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しています。

この財務諸表を作成するに当たって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いていますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は、実際の結果と異なる可能性があります。

生産、受注及び販売の実績

(a)生産実績

セグメント	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比(%)
再生医療支援事業(千円)	50,299	65.8
細胞シート再生医療事業(千円)	435	1,905.5
合計(千円)	50,735	66.4

(b)受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(c)販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメント	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比(%)
再生医療支援事業(千円)	81,803	42.6
細胞シート再生医療事業(千円)	1,875	154.0
合計(千円)	83,678	43.3

(注) 1 最近2事業年度の主要な輸出先及び輸出版売高ならびに割合は、次のとおりであります。

なお、()内は販売実績に対する輸出高の割合であります。

輸出先	前事業年度		当事業年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
欧州	146,736	99.7	32,739	100.0
アジア	387	0.3	-	-
合計	147,123 (76.1%)	100.0	32,739 (39.1%)	100.0

2 最近2事業年度の主要な販売先及び販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Thermo Fisher Scientific Inc.	146,736	75.9	32,739	39.1
フナコシ(株)	30,127	15.6	30,396	36.3
(株)NPT	-	-	13,964	16.7

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討の内容は、次のとおりであります。なお、将来に関する事項は当事業年度末日現在において判断したものであり、リスクや不確実性を含んでいます。将来の実際の結果は、これらと大きく異なる可能性がありますので、ご注意ください。

財政状態の分析

(資産)

当事業年度末の流動資産は、前事業年度末に比べて790,702千円減少し、1,521,516千円となりました。これは、現金及び預金が815,389千円、売掛金が30,296千円減少したことなどによるものです。

当事業年度末の固定資産は、前事業年度末に比べて13,458千円増加し、134,323千円となりました。これは、保証金の増加により、その他の資産が15,000千円増加したことなどによるものです。

この結果、当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べて777,244千円減少し、1,655,840千円となりました。

(負債)

当事業年度末の流動負債は、前事業年度末に比べて144,991千円増加し、248,136千円となりました。これは、未払金が146,572千円増加したことなどによるものであります。

当事業年度末の固定負債は、前事業年度末に比べて27,412千円減少し、139,323千円となりました。これは、長期借入金27,504千円減少したことなどによるものであります。

この結果、当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べて117,578千円増加し、387,459千円となりました。

(純資産)

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べて894,823千円減少し、1,268,381千円となりました。これは、新株予約権の行使による株式発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ104,027千円増加した一方で、当期純損失を1,104,101千円計上したことなどによるものであります。

なお、2025年3月25日開催の定時株主総会の決議により、2025年5月2日付で資本金667,087千円、資本準備金1,798,967千円をそれぞれ減少しその他資本剰余金に振替え、振替後のその他資本剰余金2,466,054千円の全額を繰越利益剰余金に振替えることにより欠損填補に充当しております。

経営成績の分析

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

細胞培養器材事業では、国内市場への取り組みとして器材製品の拡販に向けた既存代理店との更なる協業強化を進め、プロモーション活動として日本再生医療学会、日本薬学会、日本毒性学会、日本培養食料学会に当社ブースを出展し、情報収集及び器材製品の積極的な販売促進活動を行いました。また、海外市場においては米国における研究機関の予算が大幅に削減されるなど研究環境の急激な変化、ならびに欧州や中東などにおいて継続する地政学的な混乱などの影響により売上高は前事業年度比で大幅に減少いたしました。引き続き主要販売代理店からの売上情報等の収集分析などにより、慎重な判断のもと、既存製品の販売拡大を図るとともに、顧客ニーズ、市場動向に合致した新製品開発のための研究開発にも注力し、新規の顧客を獲得できるよう努めてまいります。

再生医療等事業では、再生医療等安全性確保法に基づく特定細胞加工物製造許可及び薬機法に基づく再生医療等製品製造業許可を取得した細胞培養センター（CPC）において、主に細胞シートの製造を受託しております。当事業年度においては、地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立多摩北部医療センター（以下、「多摩北部医療センター」という。）が、再生医療の実施に必要な提供計画を厚生労働省に提出する際に、関連書類の作成支援など自由診療開始に必要な手続の支援を行いました。また、2025年8月に、株式会社NPT（以下、「NPT」という。）とNPTが再生医療等製品として開発を進める、食道がんを対象とした個別化樹状細胞ワクチンの治験製品の製造受託に向けた技術開示等に係る契約を締結し、当該契約に係る売上を一部計上いたしました。引き続き、医療機関や企業からの受託案件の獲得に注力するとともに、再生医療CDMO（開発・製造受託機関）としての活動内容の周知を図ることで、新規の受託案件の獲得にも注力してまいります。

以上のような結果、当事業年度における売上高は81,803千円（前事業年度比110,255千円の減少）、営業損失は104,789千円（前事業年度比84,253千円の増加）となりました。

細胞シート再生医療事業では、同種軟骨細胞シートの再生医療等製品の自社開発を中心とする研究開発を継続して推進しております。

同種軟骨細胞シートは、2023年9月20日に、同種軟骨細胞シート（CLS2901C）の第3相試験の治験届を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に提出し、治験審査委員会（IRB）を経て、各治験実施施設との契約を締結し、各治験実施施設において手術を行える体制を整えてきました。その後、2024年9月25日開示「同種軟骨細胞シート（CLS2901C）の治験開始時期に関するお知らせ」のとおり、東海大学と治験の進展に応じたマイルストンの支払金額等について交渉を行った結果、2025年3月24日開示「同種軟骨細胞シート（CLS2901C）の治験開始に関するお知らせ」のとおり東海大学と合意し、2025年10月9日開示「同種軟骨細胞シート（CLS2901C）第3相試験における症例登録に関するお知らせ」のとおり第1例目の症例が登録されました。また、治験実施施設の追加を行い、2025年10月10日にjRCTにて情報を更新いたしました。現在、当該第3相試験は計画に従い進行しております。また、2025年11月28日には当社主催の「第4回細胞シート工学イノベーションフォーラム」を開催いたしました。社

外からの参加者は100名を超え、「細胞シート工学」の認知拡大につながる機会となり、盛況のうちに終了しました。

事業提携活動については、事業化の加速、また将来の同種軟骨細胞シートの販売に向けて、引き続き複数の企業との提携に向けた協議を積極的に進めております。

以上のような活動の結果、売上高は1,875千円（前事業年度比657千円の増加）、営業損失は722,979千円（前事業年度比127,457千円の増加）となりました。

キャッシュ・フローの分析

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べて815,389千円減少し、1,318,909千円となりました。当事業年度に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動に使用した資金は、988,976千円（前事業年度比122,872千円の支出増）となりました。これは、税引前当期純損失を1,101,811千円計上したことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動に使用した資金は、26,717千円（前事業年度比8,350千円の支出増）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出26,229千円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果獲得した資金は、200,304千円（前事業年度比655,174千円の獲得減）となりました。これは、長期借入金の返済による支出10,834千円、新株予約権の行使による株式の発行による収入207,698千円などによるものであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社は、細胞シート再生医療の実現に向けた研究開発投資を引き続き推進してまいります。これに必要な資金につきましては、現預金を充当するとともに、公的補助金の活用やエクイティ・ファイナンスを含む各種資金調達手段を適切に組み合わせ、機動的かつ安定的な資金確保に努める方針であります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、日本発の革新的再生医療技術である細胞シート工学を基盤として、各種細胞シート再生医療等製品の開発を進め、その世界的な普及を目指しております。

細胞シート工学は、生体組織・臓器の基本単位となる「細胞シート」を生体外で作製することを可能とする再生医療基盤技術であります。本技術を用いた細胞シート再生医療については、これまでに様々な組織再生を対象とした臨床研究が実施されており、ヒト患者治療における安全性及び有効性を示唆する科学的知見が蓄積されつつあります。

また、「医薬品医療機器等法（旧薬事法）」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」の施行により、日本における再生医療を取り巻く制度環境は大きく変化し、再生医療等製品の産業化が進展しております。当社は、これらの外部環境の変化を踏まえ、事業計画の着実な推進に努めてまいります。

経営戦略の現状・問題認識と今後の方針について

上述のような状況の中、当社は、日本における再生医療を取り巻く制度環境の変化を事業機会と捉え、以下の施策を着実に推進してまいります。

日本において、同種軟骨細胞シートの早期製造販売承認申請を目指す。

日本発の細胞シート工学の世界展開を加速するため、事業提携を積極的に推進し、収益基盤の拡大を図る。

再生医療支援製品の新品開発を進めるとともに、研究用細胞の大量培養を目的とした新市場への製品供給及び海外売上拡大に対応するため、生産体制・生産能力の充実・強化を図る。

受託製造及びコンサルティング事業を推進し、収益機会の多様化・拡大を図る。

5【重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は次のとおりであります。

(1) 再生医療支援事業に関する販売代理店契約・販売契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
フナコシ株式会社	販売代理店基本契約書	温度応答性細胞培養器材、超低付着性細胞培養器材の日本国内における独占的販売を認める基本契約	2019年9月1日から1年間 (1年毎の自動更新)
Nunc A/S (Thermo Fisher Scientific)	Amendment No. 1 to DISTRIBUTION AGREEMENT	温度応答性細胞培養器材、超低付着性細胞培養器材及び細胞シート回収用支持体の一部の国・地域以外における独占的販売を認める基本契約の有効期間を2025年6月30日まで延長する契約	2011年5月13日から2025年6月30日まで(原契約であるDISTRIBUTION AGREEMENTの有効期間、但し1年毎の自動更新)

(2) 細胞培養器材 製造委託基本契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
大日本印刷株式会社	器材製造委託基本契約書	温度応答性細胞培養器材及び超低付着性細胞培養器材の製造委託に関する基本条件を定める契約。	2020年8月1日から2021年12月31日まで(但し1年毎の自動更新規定有り)

(3) 角膜再生上皮シート製造・販売提携契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
Teva Pharmaceutical Industries Ltd. (Teva)	Distribution Agreement	イスラエル(ヨルダン川西岸を含む)における角膜再生上皮シートの独占的販売、及び売上高に応じて定められた比率に基づく対価のTevaによる支払い	2007年12月31日から、左記の国内で角膜再生上皮シートが上市された日より10年を経過した日まで
Orphan Australia Pty Ltd (Orphan)	Definitive Agreement	オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア、マレーシア、シンガポールにおけるOrphanによる角膜再生上皮シートの独占的製造及び販売、販売単価及び年間売上額に応じて定められた比率による両社での利益の按分	2008年1月21日から、左記5カ国で最も遅く角膜再生上皮シートが上市された国の導入日より15年経過した日まで

(4) 主な共同研究契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
学校法人東京女子医科大学	共同研究契約書	細胞シート工学の実用化に向けた共同研究の実施	2025年4月1日から2026年3月31日まで
株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング	共同研究開発基本契約書	当社の保有する細胞シート工学の技術・ノウハウなどを活用した次世代再生医療等製品及びサービスならびにビジネスモデルの共同開発の実施	2009年10月30日から3年間 (1年毎の自動更新)
国立大学法人 北海道大学	共同研究契約書	中枢神経損傷に対する細胞シートの開発・応用研究の共同実施に関する契約	2025年10月1日から2026年9月30日まで

(5) その他の重要な契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
リヨン国立病院 (HCL)	AGREEMENT BETWEEN HOSPICES CIVILS DE LYON AND CELLSEED INC.	HCLによる欧州GMPに対応する施設の完成、毎年一定数の角膜再生上皮シートの生産、フランスを除く販売地域を対象とした製造委託先への技術移転等の履行保証及び当社による上記施設の工事に対する支援金の支払い	2009年12月28日から、左記施設の完成日より10年経過する日まで
MetaTech (AP) Inc. TU, YUAN-KUN, WU, CHUN-LUNG, HONOUR FAST DEVELOPING CO., LTD, CHEN, TSUNG-CHI, TSNENG-JEN-FA, KAO-FANG CHEN, HUANG, LI-CHIN, KAO-CHIA-WEN, HSIEH, YI-YU, CHU, HUI-CHIH	Joint Venture Agreement	台湾における合弁会社設立に関する基本的事項を定める契約。	2020年1月30日から契約解除まで
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	検体の採取・提供に関する契約書	商業利用に対応した多指(趾)症手術切除検体の軟骨再生シートの事業化に向けた安定的供給に関する契約	2022年7月1日から2023年6月30日まで(1年毎の更新規定有り)
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	覚書	検体の採取・提供に関する契約書の有効期間(2022年7月1日から2023年6月30日まで)を延長する契約	2022年7月1日から2026年6月30日まで(原契約である検体の採取・提供に関する契約書の有効期間)
パークレイズ・バンク・ピーエルシー	第25回新株予約権第三者割当契約証書	第25回新株予約権のパークレイズ・バンク・ピーエルシーへの第三者割当に関し、発行要項を含む諸条件を定める契約	2025年12月8日から契約解除まで

6【研究開発活動】

当事業年度における研究開発費は720,052千円（前事業年度比146,735千円増）となりました。
セグメント別の研究開発活動の状況は、以下のとおりであります。

(1) 再生医療支援事業

再生医療支援事業の細胞培養器材事業においては、事業基盤の強化を目的として、顧客ニーズを踏まえた新規器材及び特注製品の研究開発に取り組みました。今後も、市場動向及び顧客要望に即した新製品の開発を推進してまいります。

これらの結果、当事業年度における当セグメントの研究開発費は35,119千円となりました。

(2) 細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療事業では、同種軟骨細胞シートの再生医療等製品化に向けた自社開発を中心に研究開発を継続しております。

同種軟骨細胞シート（CLS2901C）については、2023年9月20日に第3相試験に係る治験計画届書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に提出し、治験審査委員会（IRB）の審査を経て、各治験実施施設との契約締結及び手術実施体制の整備を進めてまいりました。

その後、2024年9月25日開示「同種軟骨細胞シートの治験開始時期に関するお知らせ」のとおり、東海大学との間で、治験の進展に応じたマイルストーン支払金額について交渉を行った結果、2025年3月24日開示「同種軟骨細胞シート（CLS2901C）の治験開始に関するお知らせ」のとおり東海大学と合意し、2025年10月9日開示「同種軟骨細胞シート（CLS2901C）第3相試験における症例登録に関するお知らせ」のとおり第1例目の症例が登録されました。

また、事業化の加速及び将来的な販売体制構築を見据え、複数の企業との事業提携及び共同研究契約の締結に向けた協議を継続しております。

これらの結果、当事業年度における当セグメントの研究開発費は684,933千円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は52,717千円であり、その主な内容は、再生医療支援事業における設備の取得52,000千円であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (名)
			建物 (千円)	機械及び装 置(千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都江東区)	再生医療支援事業、 細胞シート再生医療 事業、 全社共通	統括業務 施設他	-	-	-	-	27
青海セルカルチャー イノベーション センター (東京都江東区)	再生医療支援事業	細胞培養 器材製品 の開発・ 製造施設	-	-	-	-	9

- (注) 1 リース契約による重要な賃借設備はありません。
2 上記の金額には建設仮勘定は含まれておりません。
3 上記の他、賃借している主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社 (東京都江東区)	再生医療支援事業、 細胞シート再生医療事業、 全社共通	事務所 細胞培養施設	40,601
青海セルカルチャー イノベーションセンター (東京都江東区)	再生医療支援事業	細胞培養器材製品の開発・ 製造施設	21,767

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設等
該当事項はありません。

重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2026年3月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	35,557,719	38,474,319	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式は100株であります。
計	35,557,719	38,474,319	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年3月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】
【ストックオプション制度の内容】
第17回新株予約権

決議年月日	2017年8月10日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 36
新株予約権の数(個)	290
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 29,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	524(注)2
新株予約権の行使期間	自 2019年9月1日 至 2027年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 788.30(注)2 資本組入額 394.15(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行決議日の前日における東京証券取引所市場JASDAQグロースにおける当社普通株式の普通取引の終値である524円とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
- 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
- 4 (1)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
(2)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
(3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
(4)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契

約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
- (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第25回新株予約権

決議年月日	2025年11月20日
新株予約権の数(個)	77,087[47,921]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,708,700[4,792,100](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	380 (注)2,4,5
新株予約権の行使期間	自2025年12月9日 至2027年12月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 380 資本組入額 190 (注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、当社取締役会の事前の承認がない限り、割当先の関連会社以外の第三者に対して譲渡することはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、特質は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式8,600,000株とする。(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「交付株式数」という。)は100株とする。)但し、下記第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 株式分割等の比率
- (3) 当社が下記「行使価額の調整」の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る下記「行使価額の調整」第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、下記「行使価額の調整」第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注)2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、当初、380円とする。但し、行使価額は、下記「行使価額の修正」又は「行使価額の調整」に従い修正又は調整される。

(注) 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(注) 4 行使価額の修正

2025年12月9日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、「修正日」という。)に、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の97%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算により修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は190円とし、下記「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

(注) 5 行使価額の調整

(1) 本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(以下に定義する。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。))の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割をする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の権利を発行する場合(無償割当てによる場合を含むが、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の権利の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))に関して、当該調整前に本号による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を切り上げる。
行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。平均値の計算については、1円未満の端数を切り上げる。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (注) 6 当社が本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、当社が株式交換、株式交付又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日（但し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日よりも前の日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

- (3) 当社は、東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、上場廃止日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（証券保管振替機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。）のいずれか後に到来する日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、2027年12月8日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (注) 7 割当先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの取り決め内容

(1) 当社による行使停止

当社は、2025年12月9日以降2027年12月8日までの間において、割当先による本新株予約権の行使を希望しない場合は、割当先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下、「行使停止期間」という。）及び行使することができない本新株予約権の個数を記載した指示書（以下、「停止指示書」という。）を行使停止期間の初日の前取引日（東京証券取引所が開設している日をいう。以下同じ。）までに割当先に提出する方法その他両当事者が合意する方法により、本新株予約権の行使の停止を請求することができる（以下、かかる請求を「停止指示」という。）。この場合、当社は、速やかに、停止指示を行った旨及びその内容について、TDnetにおいてプレスリリースを行うものとする。

発行会社は、停止指示を複数回行うことができ、且つ同時に複数の停止指示を行うことができる。

停止指示が行われている場合には、割当先は、当該時点の直前に未行使であった本新株予約権の個数から当該時点において停止指示の対象となっている本新株予約権の総数を差し引いた数を上回る数の本新株予約権を行使してはならない。

(2) 本新株予約権の譲渡

割当先は、割当先の関連会社（当該当事者の直接又は間接の子会社及び親会社（最上位の持株会社を含む。）並びにかかる親会社の直接又は間接の子会社をいう。）以外の者に対して、本新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の決議による承認を要する。また、割当先は、本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当先の契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡しなければならない。本項に基づく割当先の義務は、当該譲受人及び本新株予約権のその後のすべての譲受人に承継されるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
第25回新株予約権

	中間会計期間 (2025年7月1日から 2025年12月31日まで)	第25期 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	8,913	8,913
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	891,300	891,300
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	233.03	233.03
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	207,698	207,698
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	8,913
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	891,300
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	233.03
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	207,698

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年1月4日～ 2021年7月29日 (注)1	1,751,100	17,759,419	200,370	4,548,657	200,370	1,770,454
2022年1月6日～ 2022年4月22日 (注)2	2,468,300	20,227,719	173,530	4,722,187	173,530	1,943,984
2022年5月3日 (注)3	-	20,227,719	3,528,238	1,193,949	1,770,454	173,530
2022年5月6日～ 2022年6月22日 (注)4	1,931,700	22,159,419	132,102	1,326,051	132,102	305,632
2022年10月3日～ 2022年12月27日 (注)5	2,263,200	24,422,619	141,325	1,467,377	141,325	446,957
2023年1月4日～ 2023年1月23日 (注)6	3,236,800	27,659,419	318,407	1,785,784	318,407	765,365
2023年4月7日 (注)7	1,000	27,660,419	258	1,786,042	258	765,623
2023年6月13日～ 2023年8月18日 (注)8	735,000	28,395,419	110,271	1,896,314	110,271	875,895
2023年8月23日 (注)9	2,100	28,397,519	541	1,896,856	541	876,436
2023年9月5日～ 2023年11月15日 (注)10	2,971,500	31,369,019	471,521	2,368,377	471,521	1,347,958
2023年12月12日 (注)11	20,000	31,389,019	7,120	2,375,497	7,120	1,355,078
2023年12月20日 (注)12	70,000	31,459,019	8,813	2,384,311	8,813	1,363,892
2024年2月16日～ 2024年7月1日 (注)13	3,123,500	34,582,519	407,059	2,791,370	407,059	1,770,951
2024年7月12日～ 2024年7月16日 (注)14	55,000	34,637,519	19,580	2,810,950	19,580	1,790,531
2024年7月19日～ 2024年8月6日 (注)15	18,900	34,656,419	4,876	2,815,826	4,876	1,795,407
2024年10月21日 (注)16	10,000	34,666,419	3,560	2,819,386	3,560	1,798,967
2025年5月2日 (注)17	-	34,666,419	667,087	2,152,299	1,798,967	-
2025年12月9日～ 2025年12月25日 (注)18	891,300	35,557,719	104,027	2,256,326	104,027	104,027

- (注) 1 第19回新株予約権(17,511個)の行使による増加
2 第22回新株予約権(24,683個)の行使による増加
3 2022年3月25日開催の定時株主総会において、欠損を填補し財務体質の健全化を図ることを目的とする無償減資について決議し、2022年5月3日にその効力が発生しております。
4 第22回新株予約権(19,317個)の行使による増加
5 第23回新株予約権(22,632個)の行使による増加
6 第23回新株予約権(32,368個)の行使による増加
7 第21回新株予約権(10個)の行使による増加
8 第24回新株予約権(7,350個)の行使による増加
9 第21回新株予約権(21個)の行使による増加
10 第24回新株予約権(29,715個)の行使による増加
11 第14回新株予約権(200個)の行使による増加
12 第24回新株予約権(700個)の行使による増加
13 第24回新株予約権(31,235個)の行使による増加
14 第14回新株予約権(550個)の行使による増加
15 第21回新株予約権(189個)の行使による増加
16 第14回新株予約権(100個)の行使による増加
17 2025年3月25日開催の定時株主総会において、欠損を填補し財務体質の健全化を図ることを目的とする無償減資について決議し、2025年5月2日にその効力が発生しております。
18 第25回新株予約権(8,913個)の行使による増加
19 2026年1月5日から2026年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,916,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ442,300千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	33	93	45	99	23,884	24,156	-
所有株式数(単元)	-	575	17,405	7,975	11,910	1,546	315,925	355,336	24,119
所有株式数の割合(%)	0.00	0.16	4.89	2.24	3.35	0.43	88.90	100.00	-

(注) 自己株式156株は、「個人その他」に1単元及び「単元未満株式の状況」に56株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング	417,038	1.17
モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	369,700	1.03
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	182,935	0.51
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13-1	162,438	0.45
佐原 淳	神奈川県相模原市南区	150,000	0.42
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号	147,100	0.41
小田川 環	東京都府中市	140,000	0.39
阿良 満寿男	奈良県桜井市	134,100	0.37
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)	126,000	0.35
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱U F J銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	125,219	0.35
計	-	1,954,530	5.49

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,533,500	355,335	同上
単元未満株式	普通株式 24,119	-	同上
発行済株式総数	35,557,719	-	-
総株主の議決権	-	355,335	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式56株が含まれております。

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社セルシード	東京都江東区青海二丁目5番10号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注) 当社は、自己株式のうち、単元未満の自己株式を56株所有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	156	-	156	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は設立以来、配当を実施しておらず、当事業年度末においても配当可能な状況にはありません。

当社は、細胞シート再生医療等製品及び再生医療支援製品の研究開発を主体とするビジネスモデルを採用しております。現在は、細胞シート再生医療等製品の第1号製品の早期事業化を目指している段階にあります。同製品が本格的に収益に寄与するまでにはなお数年以上を要する見込みである一方、多額の先行投資を伴う研究開発活動を今後も継続的かつ積極的に実施していく方針であることから、当面は内部留保の充実に努め、研究開発資金の確保を優先する考えであります。

もっとも、株主への利益還元は当社にとって重要な経営課題の一つであると認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ、できるだけ早期に配当を実現できるよう引き続き検討してまいります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は、機動的な配当政策を実施するため、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、技術革新と創造性を発揮し、質の高い優れた製品とサービスの提供を通じ、人々の健康と福祉に貢献することを使命とし、全ての企業活動において品質を高めるべく企業統治の整備を進めています。

適時適切な情報公開の実施、意思決定の透明性の確保、説明責任の充実とともに、業務管理及び監査の体制を整え、経営のチェック機能強化に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) 企業統治体制の概要

会社の機関としては、株主総会、取締役会、監査等委員会を設置しております。その他に経営会議を設置し、業務執行における意思決定の迅速化を図っております。

当社の各機関の基本説明（目的、名称、権限及び構成員の氏名）は以下のとおりであります。

1) 取締役会

毎月1回の定時取締役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款及び当社取締役会規程に基づく経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

取締役会は、監査等委員である取締役3名を含め6名の取締役（うち、社外取締役3名）で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制が整えられております。

（構成員）

代表取締役社長 橋本 せつ子（議長）

取締役 前田 敏宏、中岡 圭一郎

社外取締役（監査等委員） 大江田 憲治、遠藤 幸子、間野 哲臣

2) 監査等委員会

原則毎月1回の開催により、監査等委員会では、法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づく重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。監査等委員会委員長である社外取締役は取締役会等重要な会議に出席するほか、業務執行状況の監査を適宜実施することとしております。

監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており、法律の専門家である弁護士、財務会計に関する知見を有する公認会計士で構成されております。

（構成員）

社外取締役 大江田 憲治（委員長）、社外取締役 遠藤 幸子、社外取締役 間野 哲臣

3) 経営会議

迅速な意思決定ができるように、業務執行取締役と部門長から構成される経営会議を、原則として月1回以上開催しております。経営会議では、当社経営会議規程に基づく経営に関する重要事項の審議及び業務進捗報告等を行っております。また、監査等委員会委員長である社外取締役は、経営会議に出席又は会議内容の報告を受けることにより、業務執行状況を監督しております。

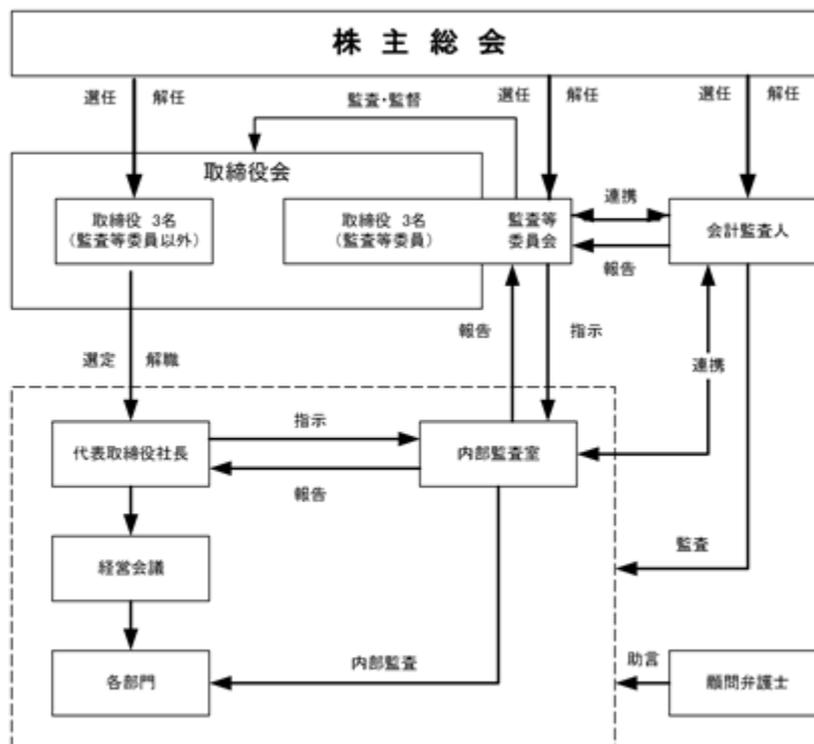
(b) 当該体制を採用する理由

当社は、組織体制の合理化及び効率化を図るとともに、社外取締役を含めた監査等委員会による監査体制が経営監視機能として有効であるものと判断し、当該体制を採用しております。

監査等委員と業務執行取締役との間では、定期的な意見交換会が開催されており、監査等委員会委員長は、経営会議等の社内の重要な会議に出席又は会議の内容の報告を受けるとともに、業務執行取締役から職務の執行状況を適宜聴取することにより、その適法性を監督・監査し経営監視の強化及び向上を図っております。これらの体制により、適正なコーポレート・ガバナンス体制が確保されているものと考えております。

提出日現在における当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は以下のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス概要図



企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備状況

当社は業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制の整備のため、次のとおり「内部統制基本方針」を制定し運用しております。

・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令及び定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行うものとする。監査等委員である取締役は、取締役会に出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行を監査する。また監査等委員である社外取締役のうち1名は弁護士であり、法律専門家の視点に基づく監査・監督を担当する。必要に応じて顧問弁護士等の専門家のアドバイスを受けるなどにより法令及び定款に適合することを確認する。また、「財務報告に係る内部統制規程」に従って、個別業務を運用することで、金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保について適切な取り組みを実施する。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存する。取締役及び監査等委員は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従い、それぞれの担当部門・部署がリスク対応を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営管理部門長又はその指名する部署・使用人が行うものとする。また、経営会議において、会社を取り巻く諸問題について話し合い、共通認識を持つと共に必要な対応を協議する。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役による意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- 1) 毎月1回の定時取締役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、法令、定款及び当社取締役会規程に基づく経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行う。取締役会は、取締役および社外取締役で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制を整えるものとする。
- 2) 業務執行取締役と部門長を構成員とする経営会議を、原則として月1回以上開催する。経営会議では、当社経営会議規程に基づく経営に関する重要事項の審議及び業務進捗報告等を行う。また、監査等委員会委員長は、経営会議に出席又は会議内容の報告を受けることにより、業務執行状況を監視する。
- 3) 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各部署の目標と責任を明確にすると共に、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

- 4) 内部監査担当部署は、内部統制状況を確認するために、内部監査を実施する。内部監査責任者は、社長に承認された年間の内部監査計画書に基づき、被監査部署に対して通知を行い、会社の業務及び財務報告体制を調査し、経営の合理化、能率化の増進に資することを目的に、内部監査を実施する。内部監査の実施状況については、社長及び監査等委員会に報告する。内部監査責任者は、内部監査実施後に被監査部署に対し、是正措置及び改善状況を確認する。
- ・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
製品に関する品質、安全性確保及び法令順守のため、購買、生産管理、研究開発等の社内規程を整備し、運用する。その他一般の法的規制に関する遵守については、法務担当部署が対応し、企業価値向上のためのコンプライアンス基本規程、内部通報規程等の関連規程を定める。従業員に対し、必要なコンプライアンス研修の受講を実施する。また、内部監査により、社内各部署の業務執行の適法性・妥当性について公正かつ客観的な立場で検討及び評価を行う。
 - ・当社における業務の適正を確保するための体制
当社は、企業価値向上をめざした経営を行い、かつ社会的責任を全うするために、経営理念を策定する。この経営理念に基づき業務の適正を図るため、情報の共有化や適切な時期での意思決定を行う。さらに当社にとって重要な案件は、必要に応じて取締役会に付議し、関連諸規程に基づいて管理監督を実施し、適時適切な報告・相談などを行う。また、監査等委員会及び内部監査担当部署は、これらの業務の実施状況を監査する。
 - ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項及び補助使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会は、内部監査担当部署所属の使用人に補助使用人として監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び内部監査部署長の指揮命令を受けないものとする。また、補助使用人の人事異動及び人事評価については、監査等委員会の意見を尊重したうえで行うものとし、使用人の独立性を確保する。
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が、監査等委員会に報告するための体制ならびに報告をした者が監査等委員会へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が、監査等委員会に対して、当社の業務及び業績に影響を与える重要な事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為を発見したときは、その内容を速やかに監査等委員会へ報告する体制を整備する。
監査等委員会に報告を行った者は、監査等委員会へ報告したことを理由として不利益な取扱いを受けることはないものとする。
 - ・その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、監査等委員会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、経営会議その他の重要会議に出席する他、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から職務の執行状況を適宜聴取し、適法性・妥当性を監査・監督する。さらに内部監査担当部署及び会計監査人との相互連携を図り、監査・監督の強化に努める。また、監査等委員会と代表取締役社長等、業務執行取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
監査等委員は、その職務執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。
 - ・反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを目的に、反社会的勢力対応規程を定め、経営管理部門を中心にチェック体制を整備する。

(b) リスク管理体制の整備状況

当社リスク管理規程に従い、それぞれの担当部門がリスク対応を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は、経営管理部門長又はその指名する部署・使用人が行う。

経営会議において、当社を取り巻く諸問題について話し合い、共通認識を持つと共に必要な対応を協議する。

なお、重要な法務的課題及びコンプライアンスに関する事項については法務担当部署で対応し、必要に応じて適宜社外の顧問弁護士のアドバイスを受ける。

(c) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、それぞれ、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額であります。

(d) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む）を被保険者として、役員等賠償責任保険を締結しております。被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(e) 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役がその能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(f) 取締役の定数と取締役の選任決議要件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款で定めております。

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役について、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任しております。また、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(g) 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項の定めによる決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としています。

(h) 取締役会の活動状況

当社は、当事業年度において定時取締役会、臨時取締役会を開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりである。

氏名	開催回数	出席回数
橋本 せつ子	14回	13回
前田 敏弘	2025年3月就任以来 11回	2025年3月就任以来 11回
中岡 圭一郎	2025年3月就任以来 11回	2025年3月就任以来 11回
大江田 憲治	14回	14回
遠藤 幸子	14回	14回
間野 哲臣	2025年3月就任以来 11回	2025年3月就任以来 11回

取締役会における具体的な検討内容として、取締役会付議事項に該当する審議のほか、事業計画、決算に関連する事項など経営に関する重要事項の決定、経営会議からの上程事項（サステナビリティ関連項目含む）、業務執行の報告を実施しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性4名 女性2名 (役員のうち女性の比率33.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	橋本 せつ子	1953年8月15日生	1984年4月 ヘキストジャパン株式会社 入社 1991年4月 ファルマシアバイオテク株式会社 入社 1998年7月 ビアコア株式会社 マーケティング部 及び開発部 部長 2008年7月 株式会社バイオビジネスブリッジ 設 立 代表取締役社長 2009年2月 スウェーデン大使館 投資部 主席投資官 2014年3月 当社取締役副社長 2014年6月 当社代表取締役社長(現任) 2015年11月 株式会社バイオビジネスブリッジ取締 役(現任)	(注2)	35,000
取締役 開発戦略部門長	前田 敏宏	1955年11月3日生	1980年4月 財団法人 化学及血清療法研究所 (現 一般財団法人 化学及血清療法 研究所) 入所 1983年3月 米国ハーバード大学医学部 客員研究 員(兼任) 1985年3月 理学博士号 取得(九州大学) 1992年4月 同法人 医薬開発部 部長 2000年4月 同法人 事業開発部 部長・研究企画 室 室長 2011年4月 崇城大学薬学部大学院 客員教授(兼 任) 2014年7月 株式会社ジーンテクノサイエンス 入 社 事業開発部 部長 2017年10月 当社入社 海外事業室長 2021年4月 当社開発戦略室長 2025年3月 当社取締役開発戦略室長 2025年5月 当社取締役開発戦略部門長(現任)	(注2)	-
取締役 経営管理部門長	中岡 圭一郎	1975年12月1日生	2000年2月 北里薬品産業株式会社 入社 2005年4月 同社 管理本部総務課 主任 2011年4月 同社 管理本部経理課 課長補佐 2016年8月 同社 管理本部経理課兼総務課 課長 補佐 2019年10月 当社入社 人事総務部 マネージャー 2022年10月 当社総務法務部長 2025年3月 当社取締役総務法務部長 2025年5月 当社取締役経営管理部門長(現任)	(注2)	-
取締役(監査等委員)	大江田 憲治	1951年9月10日生	1982年4月 住友化学工業株式会社 入社 1990年10月 同社 生命工学研究所主任研究員 内閣府・大臣官房審議官(科学技術政 策) 2010年1月 住友化学株式会社 フェロー 2011年4月 独立行政法人 理化学研究所理事 2015年4月 同研究所 顧問 2015年7月 株式会社住化技術情報センター 取締役 2017年3月 当社取締役 2018年6月 公益社団法人日本工学アカデミー 常務理事 2020年6月 同アカデミー 終身フェロー (現任) 2021年12月 京都大学 産官学連携本部 特任教授 (現任) 2023年3月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2024年8月 Symbiobe株式会社 社外監査役 (現任)	(注3)	5,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役(監査等委員)	遠藤 幸子	1954年2月17日生	1976年4月 富士通株式会社 入社 1979年10月 畑田税理士事務所 入所 1997年4月 鳥飼総合法律事務所 入所 1998年1月 東京家庭裁判所調停委員(現任) 2003年4月 小川総合法律事務所 入所 2009年4月 ベリタス法律事務所 開設 代表弁護士(現任) 2016年12月 成友興業株式会社 取締役監査等委員(現任) 2021年4月 東京都環境審議会委員(現任) 2021年5月 日本ゼトック株式会社 社外取締役(現任) 2023年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注3)	-
取締役(監査等委員)	間野 哲臣	1979年6月22日生	2002年10月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2003年2月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2006年6月 公認会計士登録 2006年9月 間野公認会計事務所 開設(現任) 2014年1月 税理士登録 2015年10月 株式会社ディーブインパクト 取締役(現任) 2025年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注3)	-
計					40,800

- (注) 1 取締役 大江田憲治氏、遠藤幸子氏及び間野哲臣氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 2026年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
- 3 2025年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であります。

社外取締役である大江田憲治氏は、企業及び公的機関での経験が豊富で、ライフサイエンスにおける深い見識を有しております。産官学の幅広い人脈もあり、当社の経営に有益な助言を得ることが期待できることから選任しております。なお、大江田憲治氏は「(2)「役員の状況」 役員一覧」の所有株式数欄に記載のとおり、当社株式を所有しておりますが、その他には、当事業年度末現在、当社との利害関係はありません。

社外取締役である遠藤幸子氏は、ベリタス法律事務所の代表弁護士であり、成友興業株式会社社外取締役(監査等委員) 兼 日本ゼトック株式会社の社外取締役です。弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、取締役の業務執行を法的な観点から適切に監査・監督する役割を期待して監査等委員である社外取締役として選任しております。当事業年度末現在、当社との利害関係はありません。

社外取締役である間野哲臣氏は、公認会計士及び税理士であり、株式会社ディーブインパクトの取締役です。公認会計士及び税理士として、企業会計及び財務に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、取締役の業務執行を適切に監査・監督する役割を期待して監査等委員である取締役として選任しております。当事業年度末現在、当社との利害関係はありません。

社外取締役は、毎月1回の定時取締役会に出席し、議案審議及び報告事項の議論に対し、それぞれの見地より適宜助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性の確保に努めております。加えて、監査等委員である社外取締役は、経営の意思決定が、法令・定款に準拠しているかを監視・検証して、必要に応じ意見を述べております。

当社は独立性が高く、幅広い知識と豊富な経験を持つ社外取締役を選任することにより、経営の意思決定における客観性を高めるとともに、経営の健全化と透明性の向上を図っております。また、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

また、社外取締役の選任にあたり、東京証券取引所の企業行動規範に定める独立性の基準に照らして一般株主と利益相反が生じるおそれがない者で、かつ、各自の専門分野での知識・経験に基づく客観的かつ適切な監督または監査が期待できる者を選任しております。

また、監査等委員である社外取締役は、原則毎月1回の定時監査等委員会を通じ、内部監査担当部署と情報の交換を行っております。

監査等委員である社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

(3)「監査の状況」に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は、2021年3月26日開催の定時株主総会において、監査等委員会への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されております。間野哲臣氏は、公認会計士であり株式会社ディープリンパクト取締役です。公認会計士として企業会計に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員は、原則毎月開催される監査等委員会の他、取締役会、経営会議、その他社内の重要な会議への交代での出席、会社財産の調査及び業務の調査、代表取締役社長等の業務執行取締役との定期的面談等を通じて、取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務を十分に監視できる体制になっており、不正行為及び法令又は定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。

(当事業年度の状況)

当事業年度においては、監査等委員会設置会社として監査等委員会は14回（定時12回、臨時2回）開催され、2名の監査等委員はすべて出席、間野監査等委員は就任以来11回開催され、全てに出席しております。

監査等委員会においては、年間監査計画を策定し、内部監査室が実施した内部監査の状況等を共有する等、都度意見交換を行い、監査報告書の作成、新株予約権発行の合理性、実地棚卸の結果、会計監査人の報酬に関する同意などについて検討しております。

氏名	開催回数	出席回数
大江田 憲治	14回	14回
遠藤 幸子	14回	14回
間野 哲臣	11回	11回

監査等委員会は、取締役会への出席、重要な書類の閲覧、業務・財務状況の調査、内部監査担当部署との連携などを通じて、業務執行に関する情報収集に努め、経営会議等の社内重要会議への交代での出席し、サステナビリティ関連項目の検討のほか、内部監査や実地棚卸の立ち合いなどを実施しております。また、監査等委員会は、定期的に会計監査人から監査状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるなどの活動を行っております。

監査上の主要な検討事項（KAM）に関しては、会計監査人と継続的に協議を行うとともに、その監査の実施状況について説明を受け、社内の関係部門と当該事項に関する協議を実施しております。

内部監査の状況

(a) 人員及び手続き

社長直轄組織の内部監査担当部署に1名を配置し、法令、定款及び諸規程の順守状況を監査すると共に内部統制の有効性の監査を実施しております。また、内部監査担当部署に対する内部監査は、経営管理部門長が実施いたします。

内部監査責任者は、あらかじめ年間の内部監査計画書を作成し社長の承認を得た後、被監査部署に対して通知を行い、会社の業務及び財産の実態を調査し経営の合理化及び能率の増進に資することを目的に、内部統制監査を含めた内部監査を実施しております。

内部監査の実施状況については、取締役会に直接報告する体制を取っておりませんが、代表取締役社長及び監査等委員会に報告を行っております。内部監査責任者は、内部監査実施後に被監査部署に対し、改善状況を確認しております。

金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するために、内部監査担当部署は、全社的な内部統制と重要な業務プロセスに関する整備運用状況の評価を実施しております。

(b) 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携状況

内部監査担当部署、監査等委員会及び会計監査人とは、必要な都度相互の情報交換・意見交換を行う等の連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図り、監査機能を強化しておりました。

内部監査担当部署は、監査等委員会のスタッフ機能も兼ねており、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた場合はその命令に関して、取締役、内部監査担当部署長の指揮命令を受けないものとしており、また必要に応じ監査等委員会に出席して情報交換を行っておりました。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

けやき監査法人

(b) 継続監査期間

8年間

(c) 業務を執行した公認会計士

宮下圭二
安田秀志

(d) 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他1名であります。

(e) 監査法人の選定方針と理由

当社がけやき監査法人を会計監査人と選定した理由は、同監査法人の品質管理体制、専門性及び監査報酬等を総合的に勘案した結果であります。会計監査人の職務執行に関して支障がある場合など、必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決議し、当該議案を株主総会に提出いたします。

(f) 監査等委員会による会計監査人の評価

監査等委員会は、けやき監査法人の監査方針、監査計画、監査の方法及び同監査法人の職務の執行が適正に実施される事を確保するための体制について評価を行った結果、特段の問題はなく、会計監査人としての職務の遂行は相当であると評価しております。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
12,000	-	15,000	-

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

当社の規模、監査人員数、監査日程及び予定監査日数等を総合的に勘案したうえで、報酬金額について、監査等委員会の同意を得て決定しております。

(e) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、適時に合理的な報酬で効率的に実施される高品質な監査であることを確認し、検討した結果、適切であると判断し、会社法第399条第1項および同条第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬に関する株主総会決議は、2021年3月26日になされており、同株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額1億円以内（うち社外取締役分は3,000万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額は、年額2,000万円以内とそれぞれ決議しております。また、2026年3月25日の株主総会において、上記の報酬額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、各事業年度に係る定時株主総会の日から、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額2,000万円、監査等委員である取締役については年額1,000万円を上限として設けることを決議しております。

提出日現在において、これらの報酬額の支給対象となる役員の人数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）であります。

当社は役員報酬等の額又はその算定方法に関する方針を定めており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定においては、株主総会で決議された額の範囲内で、各取締役の職務内容及び責任を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等は次のとおりです。

・基本報酬に対する方針

個々の取締役の報酬等の決定においては、各取締役の職務内容及び責任を踏まえた適正な水準とすることを基本とし、個人別の報酬等の額の決定にあたっては、短期的な業績だけでなく、長期的な企業価値向上への貢献の度合いを考慮します。

・非金銭報酬に対する方針

非金銭報酬は、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的としたストックオプションとし、個人別の割当個数は会社業績、及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定します。

・報酬等の割合に関する方針

取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬及びストックオプションから構成され、構成比の適切性については関連する業種に属する企業の報酬等も参考とした検討を行い、客観性を確保するよう設定します。

・報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、その役位、職責、在任年数等に応じて、同業他社の水準、当社の業績、従業員の給与水準等を考慮しながら、総合的に勘案して、個人別の報酬等の額を決定し、ストックオプションは、会社業績、及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準としてその割当個数を決定します。報酬等を与える時期は、基本報酬は、在任中において、従業員に対する給与支払と同じ時期に定期的に固定額を支払うものとし、ストックオプションは、原則として毎年1回一定の時期に付与するものとするものとします。

・報酬等の決定の委任に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定を第三者に委任せず、取締役会で個人別の報酬等を提示してこれを決定しますが、必要に応じ、税理士や弁護士等の外部の専門家に意見を求めます。

・上記のほか報酬等の決定に関する事項

報酬等の内容については、各種法令等に基づき作成又は開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレートガバナンス報告書及びホームページ等を通じ、当社株主に対し迅速に開示します。

報酬等の額の決定過程における取締役会の活動としては、2021年2月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を協議・決定し、2021年3月26日開催の臨時取締役会においては、新たな役員報酬制度及び基本方針について協議・決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬における当社の課題（報酬水準、業績連動報酬採用の有無など）を整理したうえ、個別支給額を協議し、同日開催の株主総会で決議された報酬額の範囲内において取締役会で決議しております。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、独立性の確保の観点から、金銭による固定の月額報酬のみから構成し、株主総会で決議された額の範囲内で、役職（委員長）、業務の分担等を勘案して、監査等委員である取締役の協議を経て決定しております。

なお、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、基本方針との整合性を含め、同業他社の水準、当社の業績、従業員の給与水準等を総合的に検証して決定しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

当該事業年度に係る役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)	33,210	33,210	-	-	-	3
監査等委員(社外取締 役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	9,900	9,900	-	-	-	4
合計	43,110	43,110	-	-	-	7

(注) 上表には、2025年3月25日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役1名)の在任中の報酬等の額を含んでおります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動または配当の受領により利益を得ることを主たる目的として保有する株式を「純投資目的である投資株式」とし、それ以外の株式を「純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)」に区分しております。なお、当社は純投資目的の株式を保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が保有する株式はすべて非上場株式であるため、記載を省略しております。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	1	21,396
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、けやき監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準等の内容を優先的に入手しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,134,299	1,318,909
売掛金	37,126	6,829
商品及び製品	12,476	23,207
仕掛品	9,448	1,432
原材料及び貯蔵品	24,065	54,134
前渡金	5,483	2,353
前払費用	22,735	30,105
未収消費税等	64,776	81,794
その他	1,806	2,748
流動資産合計	2,312,219	1,521,516
固定資産		
有形固定資産		
建物	25,964	25,964
機械及び装置	2,286	2,286
工具、器具及び備品	41,706	41,706
減価償却累計額	69,957	69,957
有形固定資産合計	-	-
投資その他の資産		
投資有価証券	20,536	21,396
長期前払費用	6,159	3,758
その他	3 94,169	3 109,169
投資その他の資産合計	120,865	134,323
固定資産合計	120,865	134,323
資産合計	2,433,084	1,655,840
負債の部		
流動負債		
買掛金	3 6,183	3 357
未払金	43,687	190,260
1年内返済予定の長期借入金	10,834	27,504
未払費用	10,184	11,011
未払法人税等	16,661	2,135
賞与引当金	4,228	4,394
前受金	1 33	-
預り金	11,333	12,472
流動負債合計	103,144	248,136
固定負債		
長期借入金	132,916	105,412
資産除去債務	33,819	33,911
固定負債合計	166,735	139,323
負債合計	269,880	387,459

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,819,386	2,256,326
資本剰余金		
資本準備金	1,798,967	104,027
資本剰余金合計	1,798,967	104,027
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,466,054	1,104,101
利益剰余金合計	2,466,054	1,104,101
自己株式	227	227
株主資本合計	2,152,071	1,256,025
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	747	1,607
評価・換算差額等合計	747	1,607
新株予約権	10,384	10,748
純資産合計	2,163,204	1,268,381
負債純資産合計	2,433,084	1,655,840

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1 193,277	1 83,678
売上原価		
商品及び製品期首棚卸高	15,398	12,476
当期商品仕入高	7,686	5,259
当期製品製造原価	76,441	50,735
合計	99,527	68,471
他勘定振替高	2 3,881	2 4,335
商品及び製品期末棚卸高	5 12,476	5 23,207
売上原価合計	83,169	40,929
売上総利益	110,107	42,749
販売費及び一般管理費		
研究開発費	3 573,317	3 720,052
その他	4 383,169	4 368,824
販売費及び一般管理費合計	956,486	1,088,877
営業損失()	846,378	1,046,127
営業外収益		
受取利息	232	2,761
為替差益	2,602	-
受取手数料	18	-
受取支援金収入	970	400
その他	27	46
営業外収益合計	3,849	3,207
営業外費用		
支払利息	2,057	1,945
為替差損	-	616
新株発行費	3,088	6,331
営業外費用合計	5,146	8,892
経常損失()	847,675	1,051,813
特別利益		
新株予約権戻入益	8,492	2,720
特別利益合計	8,492	2,720
特別損失		
減損損失	6 18,367	6 52,717
特別損失合計	18,367	52,717
税引前当期純損失()	857,550	1,101,811
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等合計	2,290	2,290
当期純損失()	859,840	1,104,101

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		65,549	80.3	30,684	71.8
労務費		2,914	3.6	1,528	3.6
経費		13,136	16.1	10,507	24.6
当期総製造費用		81,600	100.0	42,720	100.0
期首仕掛品棚卸高		4,289		9,448	
合計		85,890		52,168	
期末仕掛品棚卸高		9,448		1,432	
当期製品製造原価		76,441		50,735	

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
業務委託費	8,427	5,953
消耗品費	1,586	1,182
水道光熱費	1,363	1,654

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,384,311	1,363,892	1,363,892	1,606,214	1,606,214	227	2,141,761
当期変動額							
新株の発行（新株 予約権の行使）	435,075	435,075	435,075				870,150
当期純損失（ ）				859,840	859,840		859,840
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	435,075	435,075	435,075	859,840	859,840	-	10,309
当期末残高	2,819,386	1,798,967	1,798,967	2,466,054	2,466,054	227	2,152,071

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計		
当期首残高	-	-	22,959	2,164,721
当期変動額				
新株の発行（新株 予約権の行使）				870,150
当期純損失（ ）				859,840
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	747	747	12,575	11,827
当期変動額合計	747	747	12,575	1,517
当期末残高	747	747	10,384	2,163,204

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,819,386	1,798,967	-	1,798,967	2,466,054	2,466,054	227	2,152,071	
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	104,027	104,027		104,027				208,054	
減資	667,087	1,798,967	2,466,054	667,087				-	
欠損填補			2,466,054	2,466,054	2,466,054	2,466,054		-	
当期純損失（ ）					1,104,101	1,104,101		1,104,101	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	563,059	1,694,939	-	1,694,939	1,361,953	1,361,953	-	896,046	
当期末残高	2,256,326	104,027	-	104,027	1,104,101	1,104,101	227	1,256,025	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	747	747	10,384	2,163,204
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				208,054
減資				-
欠損填補				-
当期純損失（ ）				1,104,101
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	859	859	363	1,223
当期変動額合計	859	859	363	894,823
当期末残高	1,607	1,607	10,748	1,268,381

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	857,550	1,101,811
減損損失	18,367	52,717
受取利息	232	2,761
支払利息	2,057	1,945
新株発行費	3,088	6,331
新株予約権戻入益	8,492	2,720
売上債権の増減額(は増加)	14,745	30,296
棚卸資産の増減額(は増加)	201	32,783
差入保証金の増減額(は増加)	-	15,000
その他の流動資産の増減額(は増加)	10,507	19,798
仕入債務の増減額(は減少)	2,404	5,825
未払金の増減額(は減少)	29,823	114,241
前受金の増減額(は減少)	33	33
賞与引当金の増減額(は減少)	163	166
その他の流動負債の増減額(は減少)	2,267	12,083
小計	863,276	987,117
利息の受取額	196	2,338
利息の支払額	2,076	1,942
法人税等の支払額	947	2,254
営業活動によるキャッシュ・フロー	866,104	988,976
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	18,367	26,229
無形固定資産の取得による支出	-	488
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,367	26,717
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	7,500	10,834
新株予約権の行使による株式の発行による収入	862,979	207,698
新株予約権の発行による収入	-	3,440
財務活動によるキャッシュ・フロー	855,479	200,304
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	28,992	815,389
現金及び現金同等物の期首残高	2,163,292	2,134,299
現金及び現金同等物の期末残高	2,134,299	1,318,909

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(1) 商品

総平均法

(2) 製品

総平均法

(3) 貯蔵品

総平均法

(4) 原材料

総平均法

(5) 仕掛品

個別法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

機械及び装置 8～17年

工具、器具及び備品 3～15年

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(賞与引当金)

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、細胞シート再生医療の基盤ツールである「温度応答性細胞培養器材」及びその応用製品の製造・販売、ならびに細胞シート再生医療等製品及びその応用製品の製造・販売を行っております。

これらの製品については、主として製品の出荷時点又は検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

また、一部の細胞シート再生医療等製品及びその応用製品の販売については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、顧客に提供する履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定期間にわたり収益を認識しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会においては、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識する新たなリースに関する会計基準の開発に向け、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われました。

基本的な方針としては、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎としつつ、そのすべての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に適用した場合にも基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されております。

借手の会計処理については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表への影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下、「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用しております。従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づき、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項(ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、本注記においては記載を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行したときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額及び新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えております。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を、失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(貸借対照表関係)

1. 契約負債については、流動負債の「前受金」に計上しております。契約負債の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)(3)当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 契約負債の残高等」に記載しております。

2. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	100,000千円	100,000千円

3. 担保資産

前事業年度(2024年12月31日)

投資その他の資産の「その他」に含まれる保証金のうち30,000千円は、仕入債務(5,739千円)の担保に供しております。

当事業年度(2025年12月31日)

投資その他の資産の「その他」に含まれる保証金のうち45,000千円は、仕入債務(- 千円)の担保に供しております。

(損益計算書関係)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
消耗品費	3,257千円	3,704千円
広告宣伝費	624千円	631千円

3. 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

なお、当社における研究開発費の総額は、前事業年度は573,317千円、当事業年度は720,052千円であります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給与手当	99,907千円	101,670千円
業務委託費	183,826千円	116,539千円
修繕費	39,028千円	39,350千円
消耗品費	26,961千円	30,724千円
賞与引当金繰入額	2,256千円	2,454千円
支払手数料	3,138千円	200,818千円

4. その他の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

なお、その他のうち販売費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度は12.1%、当事業年度は9.6%であります。また、一般管理費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度は87.9%、当事業年度は90.4%であります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	22,320千円	43,110千円
給与手当	81,822千円	73,846千円
賞与	20,222千円	19,759千円
支払報酬	51,913千円	48,234千円
特許関連費	20,504千円	16,191千円
賞与引当金繰入額	1,971千円	1,939千円

5. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
	1,179千円	1,687千円

6. 減損損失

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額(千円)
本社(東京都江東区)	細胞培養器材事業用資産	建物、 工具、器具及び備品	2,320
本社(東京都江東区)	共用資産	建物、 工具、器具及び備品	16,046

- (注) 1 本社の建物等、特定の事業との関連が明確でない資産については、共用資産としております。
2 減損損失の主な内訳は、建物2,025千円、工具、器具及び備品等16,342千円であります。

当社は、減損損失の認識に当たり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、管理会計上の区分を基礎として資産グルーピングを行っております。

減損損失の認識に至った経緯は、細胞培養器材事業及び共用資産を含むより大きな単位について、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっており、投資額の回収が見込めないと判断したことによるものであります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため零として評価しております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額(千円)
本社(東京都江東区)	細胞培養器材事業用資産	建設仮勘定	52,000
本社(東京都江東区)	細胞シート再生医療事業用資産	ソフトウェア	488
本社(東京都江東区)	共用資産	工具、器具及び備品	229

- (注) 本社の工具、器具及び備品等、特定の事業との関連が明確でない資産については、共用資産としております。

当社は、減損損失の認識に当たり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、管理会計上の区分を基礎として資産グルーピングを行っております。

減損損失の認識に至った経緯は、細胞培養器材事業及び共用資産を含むより大きな単位について、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっており、投資額の回収が見込めないと判断したことによるものであります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式(注)	31,459	3,207	-	34,666

(注)増加数の内訳は、次のとおりです。

第14回新株予約権(650個)の行使による増加	65千株
第21回新株予約権(189個)の行使による増加	18千株
第24回新株予約権(31,235個)の行使による増加	3,123千株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	0	-	-	0

3. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度 末	
提出会社	第24回新株予約権 (注)1	普通株式	3,123,500	-	3,123,500	-	-
	ストック・オプションとし ての新株予約権(注)2	-	-	-	-	-	10,384
合計			3,123,500	-	3,123,500	-	10,384

(注)1 第24回新株予約権の当事業年度の減少は、新株予約権の行使によるものです。

2 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式(注)	34,666	891	-	35,557

(注) 増加数の内訳は、次のとおりです。

第25回新株予約権(8,913個)の行使による増加

891千株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	0	-	-	0

3. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度 末	
提出会社	第25回新株予約権 (注)1(注)2	普通株式	-	8,600,000	891,300	7,708,700	3,083
	ストック・オプションとし ての新株予約権(注)3	-	-	-	-	-	7,664
合計			-	8,600,000	891,300	7,708,700	10,748

(注)1 第25回新株予約権の当事業年度の増加は、新株予約権の発行によるものです。

2 第25回新株予約権の当事業年度の減少は、新株予約権の行使によるものです。

3 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	2,134,299千円	1,318,909千円
現金及び現金同等物	2,134,299千円	1,318,909千円

(リース取引関係)

リース契約1件当たりの金額が少額で、内容の重要性が乏しいリース取引のため注記を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、具体的な支出が発生するまでの間、安全性の高い金融商品等により運用する方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び軽減を図っております。

投資有価証券は、台湾合弁会社(日生細胞生技股份有限公司)への出資に係るものであり、当該会社の財務状況の悪化等による信用リスクに晒されております。当社は、定期的に当該合弁会社の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべてが1年以内の支払期日であります。その一部には外貨建のものがあり、為替変動リスクに晒されております。当社では、支払期日及び残高を定期的に把握するとともに、当座貸越契約の締結により手元流動性を安定的に確保する体制を整え、流動性リスクを管理しております。

長期借入金は、主として運転資金の調達を目的としたものであり、固定金利であるため金利変動リスクには晒されております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件及び見積りを用いているため、異なる前提条件等を採用した場合には、当該価額が変動する可能性があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金(2)	143,750	140,335	3,414
負債計	143,750	140,335	3,414

当事業年度（2025年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金(2)	132,916	127,256	5,659
負債計	132,916	127,256	5,659

- (1) 現金は重要性が乏しいため注記を省略しております。また、預金、売掛金、未収消費税等、買掛金及び未払金は短期で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。
- (2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
- (3) 投資有価証券は市場価格のない株式等に該当するため、注記を省略しております。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
投資有価証券	20,536	21,396

(注) 1 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,134,299	-	-	-
売掛金	37,126	-	-	-
未収消費税等	64,776	-	-	-
合計	2,236,202	-	-	-

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,318,909	-	-	-
売掛金	6,829	-	-	-
未収消費税等	81,794	-	-	-
合計	1,407,534	-	-	-

2 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	10,834	27,504	27,504	27,504	27,504	22,900

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	27,504	27,504	27,504	27,504	22,900	-

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	140,335	-	140,335
負債計	-	140,335	-	140,335

当事業年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	127,256	-	127,256
負債計	-	127,256	-	127,256

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1.その他有価証券

前事業年度(2024年12月31日)

投資有価証券(当事業年度の貸借対照表計上額は20,536千円)は、市場価格のない株式等であることから記載しておりません。

当事業年度(2025年12月31日)

投資有価証券(当事業年度の貸借対照表計上額は21,396千円)は、市場価格のない株式等であることから記載しておりません。

2.保有目的を変更した有価証券

前事業年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

3.減損処理を行った有価証券

前事業年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
新株予約権戻入益	8,492千円	2,720千円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第15回新株予約権	第17回新株予約権
取締役会決議日	2015年8月13日	2017年8月10日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 25名	当社従業員 36名
株式の種類別の ストック・オプション数(注)	普通株式 63,000株	普通株式 146,000株
付与日	2015年8月31日	2017年8月30日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2017年9月1日 至 2025年8月31日	自 2019年9月1日 至 2027年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第15回新株予約権	第17回新株予約権
取締役会決議日	2015年8月13日	2017年8月10日
権利確定前（株）		
期首	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
期首	8,000	29,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	8,000	-
未行使残	-	29,000

単価情報

	第15回新株予約権	第17回新株予約権
取締役会決議日	2015年8月13日	2017年8月10日
権利行使価額（円）	705	524
行使時平均株価（円）	-	-
公正な評価単価 （付与日）（円）	340	264.3

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
(繰延税金資産)		
減価償却	90,086千円	74,336千円
税務上の繰越欠損金(注)	2,175,399千円	2,275,428千円
その他	32,774千円	44,537千円
小計	2,298,260千円	2,394,303千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	2,175,399千円	2,275,428千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	122,861千円	118,874千円
評価性引当額小計	2,298,260千円	2,394,303千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	300,266	314,620	-	-	263,251	1,297,261	2,175,399
評価性引当額	300,266	314,620	-	-	263,251	1,297,261	2,175,399
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	314,620	-	-	270,902	247,121	1,442,783	2,275,428
評価性引当額	314,620	-	-	270,902	247,121	1,442,783	2,275,428
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2024年12月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(2025年12月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

細胞培養器材製品の開発・製造施設に係る不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該資産の取得から15年と見積り、割引率は0.27%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
期首残高	33,728千円	33,819千円
時の経過による調整額	91千円	91千円
期末残高	33,819千円	33,911千円

また、本社に係る不動産賃貸借契約については、当該賃貸借契約に関連する敷金が資産として計上されていることから、資産除去債務として負債計上する方法に代えて、賃貸借契約に係る敷金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用として計上する方法を採用しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

セグメント	一時点で移転される財	一定の期間にわたり 移転される財	合計
再生医療支援事業	192,059	-	192,059
細胞シート再生医療事業	1,217	-	1,217
合計	193,277	-	193,277

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

セグメント	一時点で移転される財	一定の期間にわたり 移転される財	合計
再生医療支援事業	73,303	8,500	81,803
細胞シート再生医療事業	1,875	-	1,875
合計	75,178	8,500	83,678

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)6.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
契約負債(期首残高)	-	33
契約負債(期末残高)	33	-

契約負債は顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業領域の核を「再生医療」として、国内・海外で再生医療支援事業、細胞シート再生医療事業の活動を展開していることから、「再生医療支援事業」及び「細胞シート再生医療事業」の2つを報告セグメントとしております。

「再生医療支援事業」では、温度応答性細胞培養器材等の研究開発・製造・販売を中心に行っており、「細胞シート再生医療事業」では、現在、細胞シート再生医療等製品の研究開発を中心に行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの損失は、営業損失ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額(注) 1, 2, 3, 4	財務諸表計上 額(注)5
	再生医療支援 事業	細胞シート再 生医療事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	192,059	1,217	193,277	-	193,277
セグメント間の内部売上高又は振替 高	-	-	-	-	-
計	192,059	1,217	193,277	-	193,277
セグメント損失()	20,535	595,521	616,057	230,320	846,378
セグメント資産	120,594	69,945	190,540	2,242,544	2,433,084
セグメント負債	44,025	32,193	76,219	193,660	269,880
その他の項目					
減価償却費	-	-	-	-	-
有形固定資産及び無形固定資産の増 加額	2,320	-	2,320	16,046	18,367

(注)1 セグメント損失()の調整額 230,320千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に本社の経営管理部門などに係る費用であります。

2 セグメント資産の調整額2,242,544千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金及び経営管理部門などに係る資産であります。

3 セグメント負債の調整額193,660千円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であります。全社負債は、主に未払金、未払法人税、長期借入金などであります。

4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額16,046千円は、報告セグメントに帰属しない本社などの設備投資額であります。

5 セグメント損失()は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注） 1, 2, 3, 4	財務諸表計上 額（注）5
	再生医療支援 事業	細胞シート再 生医療事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	81,803	1,875	83,678	-	83,678
セグメント間の内部売上高又は振替 高	-	-	-	-	-
計	81,803	1,875	83,678	-	83,678
セグメント損失（ ）	104,789	722,979	827,768	218,359	1,046,127
セグメント資産	111,851	95,898	207,749	1,448,090	1,655,840
セグメント負債	64,233	145,113	209,347	178,112	387,459
その他の項目					
減価償却費	-	-	-	-	-
有形固定資産及び無形固定資産の増 加額	52,000	488	52,488	229	52,717

- （注）1 セグメント損失（ ）の調整額 218,359千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に本社の経営管理部門などに係る費用であります。
- 2 セグメント資産の調整額1,448,090千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金及び経営管理部門などに係る資産であります。
- 3 セグメント負債の調整額178,112千円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であります。全社負債は、主に未払金、未払法人税、長期借入金などであります。
- 4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額229千円は、報告セグメントに帰属しない本社などの設備投資額であります。
- 5 セグメント損失（ ）は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	欧州	アジア	米国	合計
46,153	146,736	387	-	193,277

(注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

欧州・・・デンマーク

アジア・・・台湾

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
Thermo Fisher Scientific Inc.	146,736	再生医療支援事業
フナコシ(株)	30,127	再生医療支援事業

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	欧州	アジア	米国	合計
50,939	32,739	-	-	83,678

(注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

欧州・・・デンマーク

アジア・・・台湾

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
Thermo Fisher Scientific Inc.	32,739	再生医療支援事業
フナコシ(株)	30,396	再生医療支援事業
(株)NPT	13,964	再生医療支援事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	再生医療支援事業	細胞シート再生医療事業	全社・消去	合計
減損損失	2,320	-	16,046	18,367

(注)「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	再生医療支援事業	細胞シート再生医療事業	全社・消去	合計
減損損失	52,000	488	229	52,717

(注)「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
1株当たり純資産額	62円10銭	1株当たり純資産額	35円37銭
1株当たり当期純損失()	25円72銭	1株当たり当期純損失()	31円82銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,163,204	1,268,381
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	10,384	10,748
(うち新株予約権)(千円)	(10,384)	(10,748)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,152,819	1,257,632
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	34,666	35,557

2 1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純損失		
当期純損失()(千円)	859,840	1,104,101
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	859,840	1,104,101
普通株式の期中平均株式数(千株)	33,430	34,694
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第15回新株予約権 80個 第17回新株予約権 290個	第17回新株予約権 290個

(重要な後発事象)

(新株予約権の行使による増資)

当社が2025年12月8日に発行した第25回新株予約権につき、2026年1月5日から2026年3月24日までの間に、以下のとおり行使されました。

なお、2026年3月25日以降有価証券報告書提出日までに行使された新株予約権による発行株式数は、本記載には含まれておりません。

(1) 新株予約権行使の概要

新株予約権の名称

株式会社セルシード第25回新株予約権

行使価額

1株当たり251円～340円

行使新株予約権数

33,112個

行使者

パークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)

交付株式数

3,311,200株

行使価額総額

1,003,705千円

(2) 当該新株予約権行使による発行済株式数及び資本金

増加する発行済株式数

3,311,200株

増加する資本金の額

502,514千円

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	25,964	-	-	25,964	25,964	-	-
機械及び装置	2,286	-	-	2,286	2,286	-	-
工具、器具及び備品	41,706	229	229 (229)	41,706	41,706	-	-
建設仮勘定	-	52,000	52,000 (52,000)	-	-	-	-
有形固定資産計	69,957	52,229	52,229 (52,229)	69,957	69,957	-	-
無形固定資産							
ソフトウェア	-	488	488 (488)	-	-	-	-
無形固定資産計	-	488	488 (488)	-	-	-	-
長期前払費用	8,366	826	-	9,193	5,435	3,228	3,758

(注) 1. 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定 再生医療支援事業 大型洗浄機の取得 52,000千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	10,834	27,504	1.4	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	132,916	105,412	1.4	2027年～2030年
合計	143,750	132,916	-	-

(注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金は利子補給後の利率を記載しております。

3 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	27,504	27,504	27,504	22,900

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	4,228	4,394	4,228	-	4,394

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が「注記事項(資産除去債務関係)」として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,318,909
合計	1,318,909

ロ. 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)NPT	4,103
フナコシ(株)	2,726
合計	6,829

(ロ) 売掛金の発生及び回収ならびに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
37,126	76,009	106,305	6,829	93.96	106

ハ. 棚卸資産

科目	金額(千円)	内容
商品及び製品	23,207	細胞培養器材等
仕掛品	1,432	細胞培養器材等及び細胞シート受託製造品
原材料及び貯蔵品	54,134	研究用試薬等
合計	78,774	

ニ. 投資その他の資産 その他

科目	金額(千円)
敷金	64,084
保証金	45,084
合計	109,169

負債の部
イ．買掛金

相手先	金額(千円)
(株)薬研社	346
その他	11
合計	357

ロ．未払金

内容	金額(千円)
研究開発費	146,899
その他	43,360
合計	190,260

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間会計期間	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	26,815	36,998	65,260	83,678
税引前中間(当期)(四半期)純損失()(千円)	393,165	650,687	847,794	1,101,811
中間(当期)(四半期)純損失()(千円)	393,738	651,162	849,511	1,104,101
1株当たり中間(当期)(四半期)純損失()(円)	11.36	18.78	24.51	31.82

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失()(円)	11.36	7.43	5.72	7.32

(注) 当社は、第1四半期及び第3四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

訴訟

当社は、2024年2月6日付で三顧股份有限公司(MetaTech(AP) Inc.、以下、「MetaTech」という。)より、下記のとおり訴訟の提起を受け、現在係争中であります。

1. 訴訟が提起された裁判所及び年月日

- (1) 訴訟が提起された裁判所：東京地方裁判所
- (2) 訴訟が提起された年月日：2024年2月6日
- (3) 訴状受領日：2024年3月7日

2. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 名称：三顧股份有限公司(MetaTech(AP) Inc.)
- (2) 所在地：台湾 新北市
- (3) 代表者：楊 弘仁

3. 訴えの概要及び訴訟の目的の価額

- (1) 訴えの概要：契約上の地位確認等請求事件
- (2) 訴訟の目的の価額：548万5,500円

4. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社は、MetaTechとの間で、細胞シート再生医療事業に関する台湾における独占的事業提携契約を締結しておりましたが、2023年12月18日付で、当該独占的事業提携契約の条項に基づき、契約関係を解消いたしました。

これに対し、MetaTechは、訴状において当該契約解消の無効を主張し、当該契約上の当事者たる地位にあることの確認を求めています。

5. 今後の見通し

当社は、MetaTechの主張とは法的見解を異にしており、今後、訴訟において適切に対応してまいります。

なお、当該訴訟による当社の業績への影響については、現時点において合理的に見積もることが困難であるため、財務諸表には反映しておりません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3カ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 電子公告掲載URL： https://www.cellseed.com/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できないものと定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類ならびに確認書
事業年度 第24期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月26日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2025年3月26日関東財務局長に提出。
- (3) 半期報告書、半期報告書の確認書
第25期中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）2025年8月14日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書
2025年3月27日関東財務局長に提出。
- (5) 有価証券届出書（第三者割当による新株式発行）及びその添付書類
2025年11月20日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月23日

株式会社セルシード

取締役会 御中

けやき監査法人
東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 下 圭 二

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安 田 秀 志

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの2025年1月1日から2025年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシードの2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

研究開発費の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、「細胞シート工学」を基盤技術とした再生医療製品の開発を行うバイオベンチャーであり、主要なパイプラインである同種軟骨細胞シート等の早期事業化に向けた研究開発活動を推進している。</p> <p>会社の当事業年度における研究開発費は720,052千円であり、販売費及び一般管理費合計1,088,877千円に占める割合は約66.1%と高くなっている。</p> <p>会社は、自社での研究開発活動に加え、臨床試験等にかかる多くの研究開発活動を開発業務受託機関や大学等の研究機関に委託している。これらの業務委託契約は、個々の契約金額が大きく、かつ、単一の契約に支払条件や費用の発生パターンの異なる数多くの活動が内包されている。</p> <p>委託研究に係る費用は、委託したサービスの態様に応じた進捗状況を勘案し、役務の提供を受けたことが確定した時点等で費用として処理される。これらのサービスを正確に会計処理へ反映するためには、進捗状況に基づき期間帰属を決定する必要があることから、不適切な会計期間に研究開発費が計上されるリスクが存在する。</p> <p>以上より、当監査法人は、外部委託に係る研究開発費の期間帰属が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、研究開発費の期間帰属の適切性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発活動の進捗状況を理解するため、経営者へ質問を実施するとともに、取締役会議事録及び関連資料を閲覧した。 ・開発業務受託機関や大学等との契約内容や契約条件を把握するため、関連する契約書を閲覧した。 ・金額的に重要性のある研究開発費について、契約書等の外部証憑との照合を行い、計上期間と計上金額が適切であるかの検証を実施した。 ・当期末日を基準日として、主要な開発業務委託先等に対して残高確認を実施し、会社が認識している債務額と委託先の債権額の一致を確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セルシードの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社セルシードが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、

監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。